

追補

1 参考資料

(1) 支笏洞爺孤立公園特別地域内における採取等を規制する植物

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあっては属名)
ミズゴケ	ミズゴケ
ヒカゲノカズラ	タカネスギカズラ、タカネヒカゲノカズラ
ハナヤスリ	ヒメハナワラビ (ヘビノシタ)
オシダ	オクヤマワラビ、エゾメシダ、ウサギシダ、イワウサギシダ、ミヤマイワデンダ
ウラボシ	ホテイシダ、イワオモダカ
マツ	ハイマツ
ヒノキ	ミヤマビヤクシン (ミヤマハイビヤクシン)
ヤナギ	エゾミヤマヤナギ、マルバヤナギ(エゾノタカネヤナギ)
タデ	ウラジロタデ、オンタデ
ナデシコ	エゾカワラナデシコ、タカネナデシコ (クモイナデシコを含む。)、クシロワチガイ、エゾフスマ (シラオイハコベ)
キンポウゲ	エゾノレイジンソウ (ダイセツレイジンソウ)、エゾトリカブト、ウスバトリカブト、アカミノルイヨウショウマ、フクジュソウ、ヒメイチゲ、ハクサンイチゲ、アズマイチゲ、エゾイチゲ、ミヤマオダマキ、エゾリュウキンカ、クロバナハンショウヅル、ミヤマハンショウヅル、ミツバオウレン、シラネアオイ、イトキンポウゲ、チトセバイカモ、チャボカラマツ、コカラマツ、エゾカラマツ (ミヤマアキカラマツ) チシマキンバイソウ、シナノキンバイ (エゾキンバイソウ)、ヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク
メギ	ナンブソウ、サンカヨウ
ウマノスズクサ	オクエゾサイシン
オトギリソウ	エゾオトギリ、イワオトギリ (ハイオトギリ)
モウセンゴケ	モウセンゴケ
ケシ	エゾキケマン
アブラナ	エゾノイワハタザオ、ミヤマタネツケバナ (ミネガラシ)、モイワナズナ (ソウウンナズナ)、ハクセンナズナ
ベンケイソウ	ホソバイワベンケイ (アオノイワベンケイ)、エゾミセバヤ、イワベンケイ
ユキノシタ	アラシグサ、ウメバチソウ (エゾウメバチソウを含む。)、シコタンソウ (レブンクモマグサ)、ダイモンジソウ、ミヤマダイモンジソウ、エゾクロクモソウ、フキユキノシタ、ヤマハナソウ
バラ	クロミサンザシ、ノウゴウイチゴ、ミヤマダイコンソウ、チングルマ、ミヤマキンバイ、メアカンキンバイ、ミネザクラ (チシマザクラを含む。)、オオタカネバラ、コガネイチゴ、タカネトウウチソウ (ケトウウチソウを含む。) マルバシモツケ、エゾノマルバシモツケ、エゾシモツケ (エゾノシロバナシモツケ)
マメ	イワオオギ
フウロソウ	チシマフウロ (トカチフウロ)、タカネグンナイフウロ (エゾグンナイフウロを含む。)、イチゲフウロ
スミレ	キバナノコマノツメ、ウスバスミレ
アカバナ	ミヤマアカバナ、カラフトアカバナ、エゾアカバナ
ミズキ	ゴゼンタチバナ
セリ	ミヤマトウキ、カラフトニンジン、ハクサンボウフウ (エゾノハクサンボウフウ)
イワウメ	イワウメ、イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミを含む。)

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあっては属名)
イチヤクソウ	ウメガサソウ、オオウメガサソウ、ギンリョウソウ、カラフトイチヤクソウ (エゾイチヤクソウ)、ベニバナイチヤクソウ (ベニイチヤクソウ)、ジンヨウイチヤクソウ、コイチヤクソウ
ツツジ	コメバツガザクラ、ウラシマツツジ、チシマツガザクラ、イワヒゲ、アカモノ、シラタマノキ、イソツツジ (エゾイソツツジ)、ミネズオウ、ツルコケモモ、エゾノツガザクラ、ナガバツガザクラ、ムラサキヤシオ、キバナシャクナゲ、エゾツツジ、コメツツジ、ミヤマホツツジ、イワツツジ、クロマメノキ、コケモモ
ガンコウラン	ガンコウラン
サクラソウ	サクラソウモドキ、ヤナギトラノオ、エゾコザクラ (リシリコザクラ)、エゾオオサクラソウ、ツマトリソウ、コツマトリソウ
リンドウ	エゾリンドウ、エゾオヤマリンドウ、ユウバリリンドウ、イワイチョウ、ミツガシワ
ハナシノブ	カラフトハナシノブ
シソ	エゾタツナミソウ、イブキジャコウソウ
ゴマノハグサ	ヨツバシオガマ (エゾヨツバシオガマを含む。)、エゾシオガマ (ビロードエゾシオガマを含む。)、イワブクロ (タルマエソウ)、エゾルリトラノオ (ホソバエゾルリトラノオ)、キクバクワガタ (シラグキクバクワガタ、ホソバキクバクワガタを含む。)
スイカズラ	リンネソウ、エゾヒヨウタンボク、ケヨノミ、クロミノウグイスカグラ、ウコンウツギ
オミナエシ	マルバキンレイカ、タカネオミナエシ (チシマキンレイカ)
キキョウ	モイワシャジン、チシマギキョウ、イワギキョウ、サワギキョウ
キク	サマニヨモギ (シロサマニヨモギを含む。)、アサギリソウ、エゾムカシヨモギ、ミヤマアズマギク、タカネニガナ、カンチコウゾリナ (タカネコウゾリナ)、ナガバキタアザミ、タカネキタアザミ、ミヤマオグルマ、ミヤマアキノキリンソウ (コガネギク) (キリガミネアキノキリンソウを含む。)、オダサムタンポポミヤマラッキヨウ、ツバメオモト、キバナノアマナ、ショウジョウバカマ、ニッコウキスゲ (エゾゼンティカ、ゼンティカ)、エゾキスゲ、タチギボウシ、クロバナギボウシ (ヤチギボウシ)、エゾスカシユリ、クルマユリ、チシマゼキショウ (リシリゼキショウ)、オオバナノエンレイソウ、エンレイソウ、ミヤマエンレイソウ (シロバナエンレイソウ)、コバイケイ (ウラゲコバイケイを含む。)
ユリ	ミクリゼキショウ、エゾホソイ、タカネスズメノヒエ (ミヤマスズメノヒエ)、コミヤマヌカボ、ミヤマヌカボ、ミヤマコウボウ、リシリカニツリタルマイスゲ、ミヤマクロスゲ、イトキンスゲ、ヤチスゲ、カワズスゲ (ヤチカワズスゲを含む。)、キンスゲ、オノエスゲ、ワタスゲ、ミヤマイヌノハナヒゲ
イグサ	ミクリゼキショウ、エゾホソイ、タカネスズメノヒエ (ミヤマスズメノヒエ)
イネ	コミヤマヌカボ、ミヤマヌカボ、ミヤマコウボウ、リシリカニツリタルマイスゲ、ミヤマクロスゲ、イトキンスゲ、ヤチスゲ、カワズスゲ (ヤチカワズスゲを含む。)、キンスゲ、オノエスゲ、ワタスゲ、ミヤマイヌノハナヒゲ
カヤツリグサ	カワズスゲ (ヤチカワズスゲを含む。)、キンスゲ、オノエスゲ、ワタスゲ、ミヤマイヌノハナヒゲ
ラン	サルメンエビネ、ササバギンラン、アオチドリ、サイハイラン、コイチヨウラン、アオスズラン (エゾスズラン) オニノヤガラ、アケボノシュスラン、ヒメミヤマウズラ、ノビネチドリ、クモキリソウ、スズムシソウ、フタバラン (コフタバラン)、アリドウシラン、ハクサンチドリ (ウズラバハクサンチドリを含む。)、コケイラン、タカネトンボ、キソチドリ、オオヤマサギソウ、ホソバノキソチドリ、トンボソウ

(2) 支笏洞爺国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

目 次

告示年月日・番号	地 区
平成14年8月16日 環境省告示第55号	<支笏湖畔地区> 60 <洞爺湖温泉東部地区> 61 <洞爺湖温泉西部・壯瞥温泉地区> 63 <洞爺・蟠溪地区> 66 <カルルス・昭和新山・北湯沢地区> 68 <登別温泉地区> 69 <定山溪地区> 81
平成15年9月29日 環境省告示第102号	<月浦地区> 84 <泉北地区> 87 <金比羅火口地区> 89
平成18年2月20日 環境省告示第54号	<支笏湖地区> 95

支笏洞爺国立公園 基準の特例 引用関係表

支笏湖畔地区

項	行為の種類	号	基準の内容
第6項	工作物の新築、改築又は増築のうち、前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築	本文	特別保護地区、海中公園地区、地中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。
		第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
		第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
		第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
		第4項第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。
		第4項第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から2.0m以上、それ以外的道路の路肩から1.5m以上離れて設置すること。
		第4項第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が地境界線から2.0m以上離れて設置すること。
		第4項第11号	当該建築物の建築面積が200.0m ² 以下であること。
		第1号	当該建築物の高さが現に1.3m(その高さが現に1.3mを超える既存の建築物又は増築にあっては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。
		第2号	当該建築物に係る要地の範囲が明らかでない限り、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の土間に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、そぞれ同表の中端点以下の間に掲げる基準値を超過するものであることを。
地種区分と敷地面積の区分		総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合
第2種特別地域内における敷地面積が 5.0-0.0m未溝	10%以下	20%以下	20%以下
第2種特別地域内における敷地面積が 5.0-0.0m以上-1.0-0.0m未溝	15%以下	30%以下	30%以下
第2種特別地域内における敷地面積が 1.0-0.0m以上	20%以下	40%以下	40%以下
第3種特別地域	20%以下	60%以下	60%以下
ただし書		第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。	
第2項ただし書に規定する行為に規定する行為に該当するものには、既存の建築物の建築規模若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないものの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)又は学術研究その他の公益上必要でありかつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの		既存の建築物の改築、既存の建築物の建築規模若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないものの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)又は学術研究その他の公益上必要でありかつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの	
第1項第5項		当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	

	第3種特別地域 水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。	6.0%以下
第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。	
第8号	前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域（以下「自然草地等」という。）でないこと。	
第9号	当該建築物の地土部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「公園事業道路等」という。）の路肩から2.0m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上に亘ることを。	
第10号	当該建築物の地土部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れてモヤること。	
第11号	当該建築物の建築面積が2000m ² 以下であること。	
ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。	
ただし書	既存の建築物の改築、既存の建築物の建築又は既存の建築物の規模を超過しない場合は災害による滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要な限りのものに限る。）又は既存の建築物が既存の建築物の並大をうものに限る。）又は学術研究上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの。	
	第1項第5項 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
本文	第1項第2号 特別保護地区、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。 第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。 第1項第4号 当該建築物が山腹線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 第4項第7号 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。 第4項第9号 当該建築物の地土部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から2.0m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れてモヤること。 第4項第10号 当該建築物の地土部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以上離れてモヤすること。 第4項第11号 当該建築物の建築面積が2000m ² 以下であること。	
第6項	工作物の新築、改築又は増築のうち、前各項の規定の適用を受けない建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築	
	第1号 当該建築物の高さが士0m2.9m（その高さが現に昭和54年3月8日において士0m2.9mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。 第2号 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかでないかつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び延べ面積に対する割合が同一の土地上に二号の表の土標に掲げる地點及び地點面積が士0m未満であることを。	
	地種区分と敷地面積の区分 第2種特別地域内における敷地面積が士0m未満 第2種特別地域内における敷地面積が士0m未満	総延べ面積の敷地面積に対する割合 2.0%以下 3.0%以下

			40%以下
第2種特別生息地内における景地面積が 1ヘクタール以上	2-0%以下		
第3種特別生息地	2-0%以下		
			60%以下
ただし書	第2項ただし書きに規定する行為に該当するものについては、この限りでない。		
	第2項ただし書きに規定する行為に該当する行為 （申請に係る建築物の規模が既存の建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないものに限る。）又は既存の建築物が有していた機能を維持するための改修（申請に係る場所以外の場所に係る場合は曾業であることを認めないと認められる建築物の新築、改築又は曾業であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの）		
	第1項第5項 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		
洞爺湖温泉西部・壯瞥温泉地区			
第2項	行為の種類	号	基準の内容
工作物の新築、改築又は増築のうち住宅の用に供せられる部分が五以上ある建築物をいふ。（以下同じ。）	本文	第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等内で行われるものでないこと。	
申請に係る建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。		第1項第3号 当該建築物が山表線を分析する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。	
申請に係る建築物が山表線を分析する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。		第1項第4号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
申請に係る建築物の高さ（造雪針及び建築設備を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差）が1.5mを超えるものでないこと。		第1項第5号 当該建築物の高さ（造雪針及び同じ）が1.5m（その高さ）を超えるものでないこと。	
申請に係る建築物の高さが既存と昭和54年3月8日において±1.5mを超えるものでないこと。		第4項及び第6項において同じ。）	
ただし書	既存建築物の改築等であつて、前項第5項に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。		以下この項、第4項及び第6項において±1.5mを超える建築物の高さをいう。
既存建築物の改築等	既存建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための改築、既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物の規模が有していなかった場合の規模を得するための改築、既存の建築物の規模を超過するものに限る。）又は学術研究その他に必要な目的を達成するための改築、既存の建築物の改築初の新築、改築又は曾業を要する場所以外の場所においてはその目的を達成することとする旨の申請に係る建築物の改築等であつて、前項第5項に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。		
	既存建築物の改築等であつて、前項第5項に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。		
	既存建築物の改築等		既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための改築、既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物の規模が有していなかった場合の規模を得するための改築、既存の建築物の規模を超過するものに限る。）又は学術研究その他に必要な目的を達成することとする旨の申請に係る建築物の改築初の新築、改築又は曾業を要する場所以外の場所においてはその目的を達成することとする旨の申請に係る建築物の改築等であつて、前項第5項に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。
	第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
第4項	行為の種類	号	基準の内容
工作物の新築、改築又は増築のうち（同一棟内に独立して別荘（分譲地モデルを含む。）の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいふ。以下同じ。）	本文	第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。	
申請に係る建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。		第1項第3号 当該建築物が山表線を分析する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。	
申請に係る建築物が山表線を分析する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。		第1項第4号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
保育園地（第9項第4号及び第5号に規定する保育園地をいう。）において同一棟に複数の建物が設けられる場合のうち、各建物の高さが1.5mを超えるものでないこと。	第7号	第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	

定である一連の土地（以下「分譲地等」といふ。）内における建築物の新築、改築又は増築はこれららの建築物と同様に他の新築、改築若しくは増築を受けるものである。（前3項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。）	<table border="1"> <tr> <td>第2号 分譲地等以外の場所における集合住宅、集合住宅又は増築においては、当該建築物が2階建以下である限り、改築又は増築による既存の建築物の改築又は増築のうちその高さが1.0m以下の高さが既存の建築物の高さ以下であることを超える部分を含むものである。</td><td>第3号 分譲地等の高さが現に昭和54年3月8日において士-3m1.5m（その高さ）を超える既存の建築物の改築又は増築においては、当該建築物の高さが士-3mの建築物の高さ）を超えるものであること。</td></tr> <tr> <td>第4号 当該建築物に係る既存の建築物が門柱等で、かつてその敷地面積（当該敷地内に保存線地とあるべき部分を含むものにあつては、当該保線地の面積を除いた面積。以下同じ。）が士-0.0-0.0平方m以上であること。</td><td>第5号 集合住宅又は集合住宅の新築、改築又は増築にあつては、敷地面積を戸数で除した面積が2.5-0.0平方m以上であること。</td></tr> <tr> <td>第6号 総延べ敷地面積（同一敷地内にあつて他の建築物の建築面積）（建築物の地土部分の水平投影面積をいう。以下この項においては、同一敷地内において同じじ）の敷地面積に付する割合、総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積）（建築基準法施行令第3条第4項第5号に掲げられた面積をいう。以下同じ。）の和を用いて、それを同一の土地の区分ごとに、それを跨ぐ方地盤及び干闌に掲げることおりであること。</td><td>第7号 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の面積が3.0%を超えないものであること。</td></tr> <tr> <td>第8号 前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、林木林地、採石放牧地、高木の生育が困難な地域（以下「自然草地等」といいう。）ではないこと。</td><td>第9号 当該建築物の地土部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「公園事業道路等」といいう。）の路肩が2.0m以上、これが以外の道路の路肩から5m以上離れていること。</td></tr> <tr> <td>第10号 当該建築物の地土部分の水平投影外周線が敷地境界線から7m以上離れていること。</td><td>第11号 第2項ただし書</td></tr> <tr> <td></td><td>第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。</td></tr> <tr> <td></td><td>第2項ただし書に規定する建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要性小限の損傷の拡大を行つるものに限る。）又は他公益上必要である新築、申請に係る場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの</td></tr> <tr> <td></td><td>第1項第5項 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</td></tr> <tr> <td></td><td>本文 第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。</td></tr> <tr> <td></td><td>第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。</td></tr> <tr> <td></td><td>第1項第4号 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。</td></tr> <tr> <td></td><td>第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</td></tr> <tr> <td></td><td>第7項 第1項第1号 保存景地において行われるもやめなさいこと。</td></tr> </table>	第2号 分譲地等以外の場所における集合住宅、集合住宅又は増築においては、当該建築物が2階建以下である限り、改築又は増築による既存の建築物の改築又は増築のうちその高さが1.0m以下の高さが既存の建築物の高さ以下であることを超える部分を含むものである。	第3号 分譲地等の高さが現に昭和54年3月8日において士-3m1.5m（その高さ）を超える既存の建築物の改築又は増築においては、当該建築物の高さが士-3mの建築物の高さ）を超えるものであること。	第4号 当該建築物に係る既存の建築物が門柱等で、かつてその敷地面積（当該敷地内に保存線地とあるべき部分を含むものにあつては、当該保線地の面積を除いた面積。以下同じ。）が士-0.0-0.0平方m以上であること。	第5号 集合住宅又は集合住宅の新築、改築又は増築にあつては、敷地面積を戸数で除した面積が2.5-0.0平方m以上であること。	第6号 総延べ敷地面積（同一敷地内にあつて他の建築物の建築面積）（建築物の地土部分の水平投影面積をいう。以下この項においては、同一敷地内において同じじ）の敷地面積に付する割合、総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積）（建築基準法施行令第3条第4項第5号に掲げられた面積をいう。以下同じ。）の和を用いて、それを同一の土地の区分ごとに、それを跨ぐ方地盤及び干闌に掲げることおりであること。	第7号 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の面積が3.0%を超えないものであること。	第8号 前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、林木林地、採石放牧地、高木の生育が困難な地域（以下「自然草地等」といいう。）ではないこと。	第9号 当該建築物の地土部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「公園事業道路等」といいう。）の路肩が2.0m以上、これが以外の道路の路肩から5m以上離れていること。	第10号 当該建築物の地土部分の水平投影外周線が敷地境界線から7m以上離れていること。	第11号 第2項ただし書		第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。		第2項ただし書に規定する建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要性小限の損傷の拡大を行つるものに限る。）又は他公益上必要である新築、申請に係る場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの		第1項第5項 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		本文 第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。		第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。		第1項第4号 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。		第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。		第7項 第1項第1号 保存景地において行われるもやめなさいこと。
第2号 分譲地等以外の場所における集合住宅、集合住宅又は増築においては、当該建築物が2階建以下である限り、改築又は増築による既存の建築物の改築又は増築のうちその高さが1.0m以下の高さが既存の建築物の高さ以下であることを超える部分を含むものである。	第3号 分譲地等の高さが現に昭和54年3月8日において士-3m1.5m（その高さ）を超える既存の建築物の改築又は増築においては、当該建築物の高さが士-3mの建築物の高さ）を超えるものであること。																										
第4号 当該建築物に係る既存の建築物が門柱等で、かつてその敷地面積（当該敷地内に保存線地とあるべき部分を含むものにあつては、当該保線地の面積を除いた面積。以下同じ。）が士-0.0-0.0平方m以上であること。	第5号 集合住宅又は集合住宅の新築、改築又は増築にあつては、敷地面積を戸数で除した面積が2.5-0.0平方m以上であること。																										
第6号 総延べ敷地面積（同一敷地内にあつて他の建築物の建築面積）（建築物の地土部分の水平投影面積をいう。以下この項においては、同一敷地内において同じじ）の敷地面積に付する割合、総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積）（建築基準法施行令第3条第4項第5号に掲げられた面積をいう。以下同じ。）の和を用いて、それを同一の土地の区分ごとに、それを跨ぐ方地盤及び干闌に掲げることおりであること。	第7号 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の面積が3.0%を超えないものであること。																										
第8号 前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、林木林地、採石放牧地、高木の生育が困難な地域（以下「自然草地等」といいう。）ではないこと。	第9号 当該建築物の地土部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「公園事業道路等」といいう。）の路肩が2.0m以上、これが以外の道路の路肩から5m以上離れていること。																										
第10号 当該建築物の地土部分の水平投影外周線が敷地境界線から7m以上離れていること。	第11号 第2項ただし書																										
	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。																										
	第2項ただし書に規定する建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要性小限の損傷の拡大を行つるものに限る。）又は他公益上必要である新築、申請に係る場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの																										
	第1項第5項 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。																										
	本文 第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。																										
	第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。																										
	第1項第4号 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。																										
	第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。																										
	第7項 第1項第1号 保存景地において行われるもやめなさいこと。																										

これらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築(第1項から高さを除く。)までの規定の適用を受けるものを除く。

第4項第2号 第3号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が2階建で以下であり、かつその高さが士0-m 1.5m(その高さが現に昭和54年3月8日において士0-m 1.5mを超える既存の建築物の3項まで)の場合は増築(第1項から高さを除く。)を超過する既存の建築物の高さ)を超過する既存の建築物の高さがあること。		
第10号	当該建築物の建築基準法施行令第2条第1項第2号セ号に掲げる建築面積をいう。以下この項においても同じ。) 0-0m以上であること。		
第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかでない、かつ、一級建築面積(同一敷地内にあらず、他の建物の建築面積の和を以て、その建物の建築面積を算定する場合が、次の表の土幅に掲げる地盤及び建築面積の区分せしむ。)それをそれ同表中記載及び下欄に掲げるセ号ありであること。		
	地盤区分と敷地面積の区分 第2種特別地盤内における既存地盤が 士0-0m未溝 第2種特別地盤内における既存地盤が 士0-0m以上士0-0m未溝 第2種特別地盤内における既存地盤が 士0-0m以上 第3種特別地盤	既存建築面積の敷地面積に対する割合 士0%以上 士5%以上 士0%以上 士0%以上	既存建築面積に対する割合 20%以上 30%以上 40%以上 60%以上
ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該するものについては、この限りでない。 第2項ただし書 既存の建築物の改築、既存の建築物の建築面積を著しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の建築面積を超えないもの又は既存の建築物が有していいた機能を維持するためやむを得ずする場合に限り、既存の建築物の規模の拡大を行なうものに限る。)又は学術研究のため必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができるものと認められる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの		
	第1項第5項 第2項ただし書に規定する行為に該するものについては、この限りでない。		
第6項	工作物の新築、改築又は増築のうち 前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築		
第1号	当該建築物の高さが士0-m 1.5m(その高さが現に昭和54年3月8日において士0-m 1.5mを超える既存の建築物の高さ)を超過しないものであること。		
第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかでない、かつ、一級建築面積の敷地面積に対する割合及び建築面積の区分せしむ。それをそれ同表の土幅及び建築面積に掲げる地盤及び建築面積に対する割合が、前項第2号の表の表の土幅及び建築面積の区分せしむに掲げる地盤及び建築面積に對する割合とおおむね一致すること。		

地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合
第2種特別地盤内における敷地面積が 5-0-0m未溝	1-0%以上
第2種特別地盤内における敷地面積が 5-0-0m以上1-0-0m未溝	1-0%以上
第2種特別地盤内における敷地面積が 1-0-0m以上1-0-0m未溝	1-0%以上
第2種特別地盤	1-0%以上

ただし書 第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

第2項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の建柱・設置を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えるものに限る)又は学術研究その他公益上必要である建築、申請又は申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えるものに限る)又は既存の建築物が有する目的を達成するものに適合するもの
第1項第5項	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

洞爺・蟠溪地区

項	行為の種類	号	基準の内容
第4項	工作物の新築、改築又は増築のうち、(同一棟内に独立して別棟(分譲住宅)を含む。)の用に供せられる部分(以下同じ。)を除く。以下同じ。	第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。
	工作物の新築、改築又は増築のうち、(同一棟内に独立して別棟(分譲住宅)を含む。)の用に供せられる部分(以下同じ。)を除く。以下同じ。	第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
	工作物の新築、改築又は増築のうち、(同一棟内に独立して別棟(分譲住宅)を含む。)の用に供せられる部分(以下同じ。)を除く。以下同じ。	第1項第4号	当該建築物が山麓等を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
	工作物の新築、改築又は増築のうち、(同一棟内に独立して別棟(分譲住宅)を含む。)の用に供せられる部分(以下同じ。)を除く。以下同じ。	第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
第1号	保存緑地 (第9項第4号及び第5号に規定する保存緑地をいう。以下この項において同じ。)において行われるものでないこと。	第1号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築には、当該建築物が2階建て以下であり、かつ、その高さが1.0m(その高さが現に1.0mを超える場合は、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。
第2号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築には、当該建築物が2階建て以上であり、かつ、その高さが1.0m(その高さが現に1.3mを超える場合は、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。	第2号	当該建築物に係る敷地面積が既存の建物の敷地面積を除いた面積(当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあらず、当該保存緑地の面積が1-0-0平方法士未満であることを除く。)が1-0-0平方法士未満であることを除く。
第3号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築には、既存の建築物の高さが1.0m(その高さが現に1.3mを超える場合は、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。	第3号	集合住宅又は集合住宅の新築、改築又は増築においては、既存の建築物の改築又は増築による増築部分を含むものにあらず、当該増築部分の面積が既存の建物の面積を除いた面積(当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあらず、当該保存緑地の面積が2-5-0平方法士以上であることを除く。)が1-0-0平方法士未満であることを除く。
第4号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築には、既存の建築物の改築又は増築による増築部分を含むものにあらず、当該増築部分の面積が既存の建物の面積を除いた面積(当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあらず、当該保存緑地の面積が2-5-0平方法士以上であることを除く。)が1-0-0平方法士未満であることを除く。	第4号	集合住宅又は集合住宅の新築、改築又は増築においては、既存の建築物の改築又は増築による増築部分を含むものにあらず、当該増築部分の面積が既存の建物の面積を除いた面積(当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあらず、当該保存緑地の面積が2-5-0平方法士以上であることを除く。)が1-0-0平方法士未満であることを除く。
第5号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築には、既存の建築物の改築又は増築による増築部分を含むものにあらず、当該増築部分の面積が既存の建物の面積を除いた面積(当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあらず、当該保存緑地の面積が2-5-0平方法士以上であることを除く。)が1-0-0平方法士未満であることを除く。	第5号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築には、既存の建築物の改築又は増築による増築部分を含むものにあらず、当該増築部分の面積が既存の建物の面積を除いた面積(当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあらず、当該保存緑地の面積が2-5-0平方法士以上であることを除く。)が1-0-0平方法士未満であることを除く。
第6号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築には、既存の建築物の改築又は増築による増築部分を含むものにあらず、当該増築部分の面積が既存の建物の面積を除いた面積(当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあらず、当該保存緑地の面積が2-5-0平方法士以上であることを除く。)が1-0-0平方法士未満であることを除く。	第6号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築には、既存の建築物の改築又は増築による増築部分を含むものにあらず、当該増築部分の面積が既存の建物の面積を除いた面積(当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあらず、当該保存緑地の面積が2-5-0平方法士以上であることを除く。)が1-0-0平方法士未満であることを除く。

同様。) の和をナウト。第6項における同一敷地内にあらすべての建築物の延べ面積(建築基準法施行令第三条第一号に規定する延べ面積をナウト。)のうち、同一敷地内にあらすべての建築物の延べ面積に対する割合(同一敷地内にあらすべての建築物の延べ面積に対する割合)をも下限とする割合が、一次の区分に、(二)をも下限に掲げるること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地種区分</th><th>総建築面積の敷地面積に対する割合</th><th>総延べ面積が敷地面積に対する割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種特別地接</td><td>-2.0%以下</td><td>-0.6%以下</td></tr> <tr> <td>第2種特別地接</td><td>-0.6%以下</td><td>-0.6%以下</td></tr> </tbody> </table>	地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積が敷地面積に対する割合	第1種特別地接	-2.0%以下	-0.6%以下	第2種特別地接	-0.6%以下	-0.6%以下
地種区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積が敷地面積に対する割合								
第1種特別地接	-2.0%以下	-0.6%以下								
第2種特別地接	-0.6%以下	-0.6%以下								
第7号 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。	第8号 前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地、高木の生育が困難な地域(以下「自然草地等」という。)でないこと。									
第9号 当該建築物の出土部分の水平投影外周線が一公頃事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路(以下「公園事業道路等」という。)の路肩から2.0m以上、そこから外み道端の路肩から5m以内離れてであること。	第10号 当該建築物の出土部分が水平投影外周線が敷地境界線から0m以上離れてであること。									
第11号 当該建築物の建築面積が200.0m ² 以下であること。	ただし番 第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。									
第2項ただし書に規定する行為に該当する行為が既存の建築物の増築又は災害により消失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないものに限る。)又は学術研究その他公益上必要でありながら申請者を得ず必要な限りの拡大を行うものに限る。)又は申請者が既存の建築物の規模又は増築又は増築を成する目的を達成するものに限る。	第1項第5項 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。									
本文	第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。									
前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築	第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。									
第1項第4号 当該建築物が山腰線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。	第1項第5号 当該建築物の星柱及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。									
第4項第7号 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。	第4項第9号 当該建築物の地上部分が水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から2.0m以上、それ以外の道路の路肩から5m以内離れてであること。									
第4項第10号 当該建築物の地上部分が水平投影外周線が敷地境界線から0m以上離れてであること。	第4項第11号 当該建築物の建築面積が200.0m ² 以下であること。									
第1号 当該建築物の高さが1.3m(その高さが現に1.3mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。	第2号 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかでない、又は建築面積の敷地面積に対する割合及び面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の表の土壟に掲げる地盤及び同表の中間及び下限に掲げるところであること。									

地種区分と敷地面積の区分		総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合
第2種特別地域内における敷地面積が 5-0-0m ² 未満	-10%以下、 2-0%以下	-10%以下、 2-0%以下	-10%以下、 2-0%以下
第2種特別地域内における敷地面積が 5-0-0m ² 以上-1-0-0m ² 未満	-15%以下	-15%以下	-15%以下
第2種特別地域内における敷地面積が 1-0-0m ² 未満	-20%以下	-20%以下	-20%以下
第3種特別地域	-20%以下	-20%以下	-20%以下

ただし書 第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

第2項ただし書に規定する行為に該当する行為は、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えるものに限る）又は既存の建築物が有していた機能を維持するための改修等の他公益上の必要があり、かつ、申請又は審査においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの

第1項第5項 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

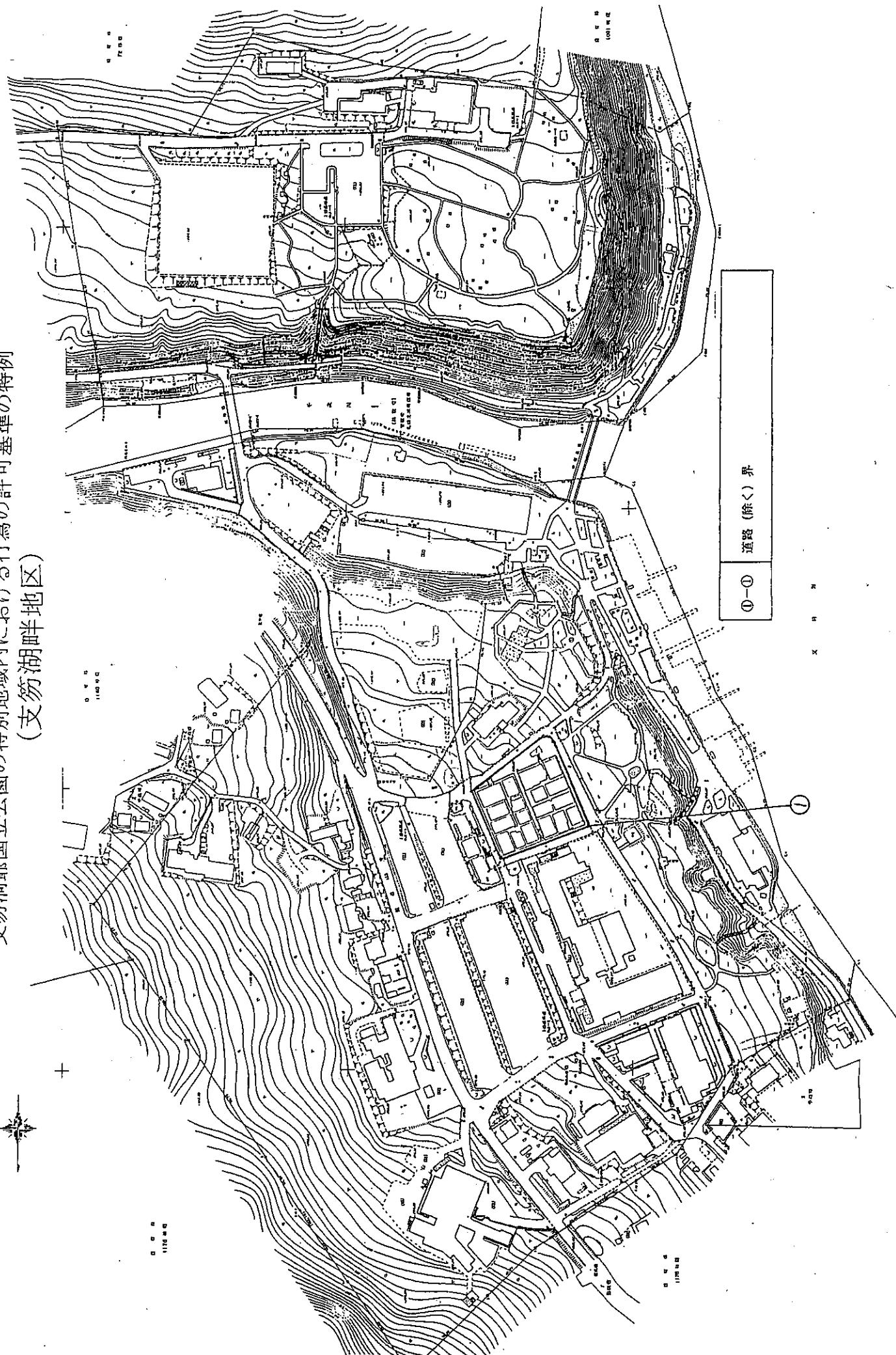
地種区分と敷地面積の区分	行爲の種類	号	基準の内容
第6項	工作物の新築、改築又は増築のうち、前各項の規定の適用を受けた建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築	本文	第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。 第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
		第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
		第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
		第4項第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。
		第4項第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から-2-0-0m以上、それ以外の道路の路肩から-2-0-0m以上離れて立てること。
		第4項第10号	当該建築物の屋根が敷地境界線から-5-0m以上離れて立てること。
		第4項第11号	当該建築物の建築面積が2000m ² 以下であること。
		第1号	当該建築物の高さが13m（その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さを超えないものであること。
		第2号	当該建築物に係る敷地の範囲が明らかでないかつて、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の土標に掲げる地種及び敷地面積の区分ごとに、それを同表の中間及び半端に掲げること。
地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合
第2種特別地域内における敷地面積が 5-0-0m ² 未満	-10%以下	-10%以下	-2-0%以下

カルルス・昭和新山・北湯沢地区

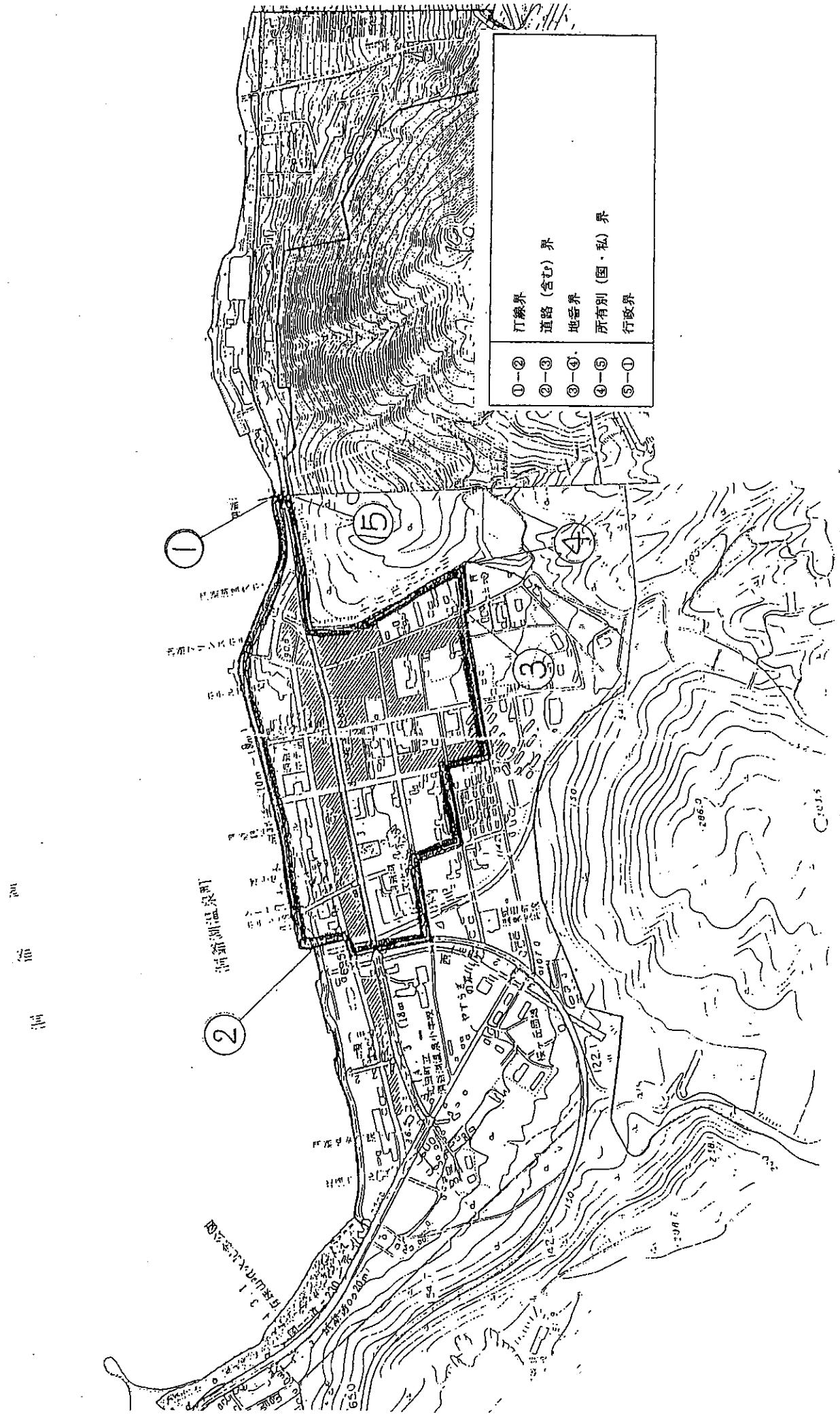
第1号 系号	土地若しくは売却することと、貸付けをとること、使用せざるに用に設けられた地のうち、「分譲地」以下「分譲地」として規定する一連の土地(以下「新築、改築若しくは増築」)内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が2階以上で、既存の建築物の高さを超えたものであることを除く。)	保存绿地（第9項第4号及び第5号に規定する保存绿地をいう。以下この項において同じ。）において行われるものでないこと。
第3号	分譲地等以外の場所における集合住宅又は賃貸住宅、改築又は増築にあつては、当該建築物が2階以上で、既存の建築物の高さを超えたことは、既存の建築物の高さを2.5m(その高さが現に1.0mを越える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えること。	分譲地等内のにおける建築物の新築、改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さが2.5m(その高さが現に1.0mを越えては、既存の建築物の高さ)を超えること。
第4号	当該建築物に係る敷地の施設が明らかであつて、その敷地面積を除いた面積(以下「0-0平方m以上」)が0-0平方m以上であること。	当該建築物に係る敷地の施設が明らかであつて、その敷地面積(当該敷地内に保存绿地となるべき部分を含むものにあっては、当該保有権者及び他の権利者による占有権を除いた面積)が0-0平方m以上であること。
第5号	集合住宅又は集合住宅の新築、改築又は増築にあつては、該地面積を戸数で除した面積が2.00平方m以上であること。	集合住宅又は集合住宅の新築、改築又は増築にあつては、該地面積を戸数で除した面積が2.00平方m以上であること。
第6号	当該建築物(同一敷地内にあつての建物のうち、改築又は増築にあつて同一敷地内にあつて同一の権利者による改築又は増築の場合は、次の表に掲げる地盤区分ごとに、これを同一の権利者が下記に掲げる割合に分担する場合を除く。)の延べ面積(建築物の地上部分の水平投影面積(建築物の延べ面積に對する割合)、延べ面積(建築物の地下部分の水平投影面積に對する割合)、延べ面積(同一敷地内にあつて同一の権利者による改築又は増築の場合は、次の表に掲げる地盤区分ごとに、これを同一の権利者が下記に掲げる割合に分担する場合を除く。)の延べ面積に對する割合)を算定する場合を除く。)の延べ面積を算定する場合を除く。)	当該建築物(同一敷地内にあつての建物のうち、改築又は増築にあつて同一敷地内にあつて同一の権利者による改築又は増築の場合は、次の表に掲げる地盤区分ごとに、これを同一の権利者が下記に掲げる割合に分担する場合を除く。)の延べ面積(建築物の地上部分の水平投影面積(建築物の延べ面積に對する割合)、延べ面積(建築物の地下部分の水平投影面積に對する割合)、延べ面積(同一敷地内にあつて同一の権利者による改築又は増築の場合は、次の表に掲げる地盤区分ごとに、これを同一の権利者が下記に掲げる割合に分担する場合を除く。)の延べ面積に對する割合)を算定する場合を除く。)
地盤区分	総延べ面積の該地面積に対する割合	総延べ面積の該地面積に対する割合
第2種特別地盤	2.0%以下	4.0%以下
第3種特別地盤	2.0%以下	6.0%以下
第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。	前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、裸草牧地、高木の生育が困難な地域（以下「自然草地等」という。）でないこと。
第8号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又は河川敷に接する場合に当該公園の利用に資する道路(以下「公園事業道路等」という。)の延べ面積から0.1m以上、それ以外の道路の幅員から0.1m以上離れていること。	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又は河川敷に接する場合に当該公園の利用に資する道路(以下「公園事業道路等」という。)の延べ面積から0.1m以上離れていること。
第9号	当該建築物の建築面積が2000m ² 以下であること。	当該建築物の建築面積が2000m ² 以下であること。
第10号	当該建築物の建築面積が50m ² 以上であること。	当該建築物の建築面積が50m ² 以上であること。
第11号	たただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。	たただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。
第2項ただし書	既存の建築物の改築、既存の建築物の規模、既存の建築物の規模を超えて行うものに限る。)又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむをえない最小限の規模を超えて行うものに限る。)又は学術研究その他公益上必要である建築物の新築、改築又は増築にあつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの	既存の建築物の改築、既存の建築物の規模、既存の建築物の規模を超えて行うものに限る。)又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむをえない最小限の規模を超えて行うものに限る。)又は学術研究その他公益上必要である建築物の新築、改築又は増築にあつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの
第1項第5項	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
本文	第1項第2号 第1項第3号	特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
第6項	工作物の新築、改築又は増築のうち、前各項の規定の適用を受けた建築物の新築、改築又は増築は増築	当該建築物が山稜線を分析する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

第4項第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えるものであること。															
第4項第9号	当該建築物の地土部分が水平投影外周線から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上地土部分に跨ること。															
第4項第10号	当該建築物の地土部分が水平投影外周線が地界線から20m以上離れてること。															
第4項第11号	当該建築物の建築面積が2000m ² 以下であること。															
第1号	当該建築物の高さが2.5m（その高さが現に1.9m ² を超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。															
第2号	当該建築物に係る既存の施設が構造上から、かつて総延べ面積の区分ごとに、それを新規の敷地面積及び既存の敷地面積のうち、新規第2号の表の表の土高に掲げる地點及び既存の地點に接するものであること。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地区区分七種地面積の区分</th> <th>新建築面積の敷地面積に対する割合</th> <th>総延べ面積の敷地面積に対する割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2種特別地内における敷地面積が10%未満</td> <td>10%未満</td> <td>20%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地内における敷地面積が15%未満</td> <td>15%未満</td> <td>30%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地内における敷地面積が20%未満 土0-0-m以上</td> <td>20%未満</td> <td>40%以下</td> </tr> <tr> <td>第2種特別地内</td> <td>20%未満</td> <td>60%以下</td> </tr> </tbody> </table>	地区区分七種地面積の区分	新建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合	第2種特別地内における敷地面積が10%未満	10%未満	20%以下	第2種特別地内における敷地面積が15%未満	15%未満	30%以下	第2種特別地内における敷地面積が20%未満 土0-0-m以上	20%未満	40%以下	第2種特別地内	20%未満	60%以下
地区区分七種地面積の区分	新建築面積の敷地面積に対する割合	総延べ面積の敷地面積に対する割合														
第2種特別地内における敷地面積が10%未満	10%未満	20%以下														
第2種特別地内における敷地面積が15%未満	15%未満	30%以下														
第2種特別地内における敷地面積が20%未満 土0-0-m以上	20%未満	40%以下														
第2種特別地内	20%未満	60%以下														
ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。															
	<p>第2項ただし書に規定する行為により損失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えるものに限る。）又は学術研究その他公益上の目的を達成することができる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの</p> <table border="1"> <tr> <td>第1項第5項</td> <td>当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。</td> </tr> </table>	第1項第5項	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。													
第1項第5項	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。															

支笏洞爺国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例
(支笏湖畔地区)



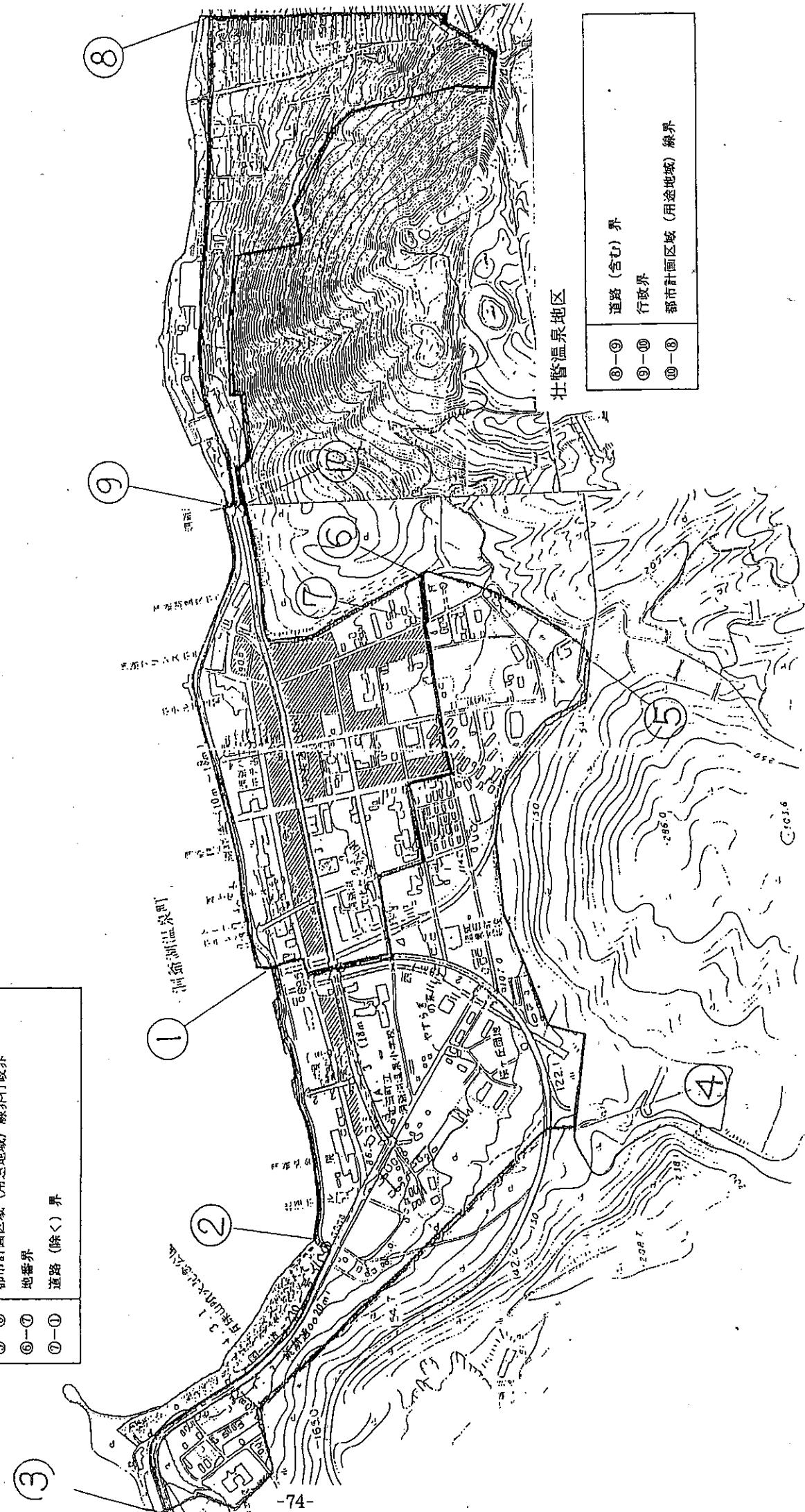
支笏洞爺国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例
(洞爺湖温泉東部地区)

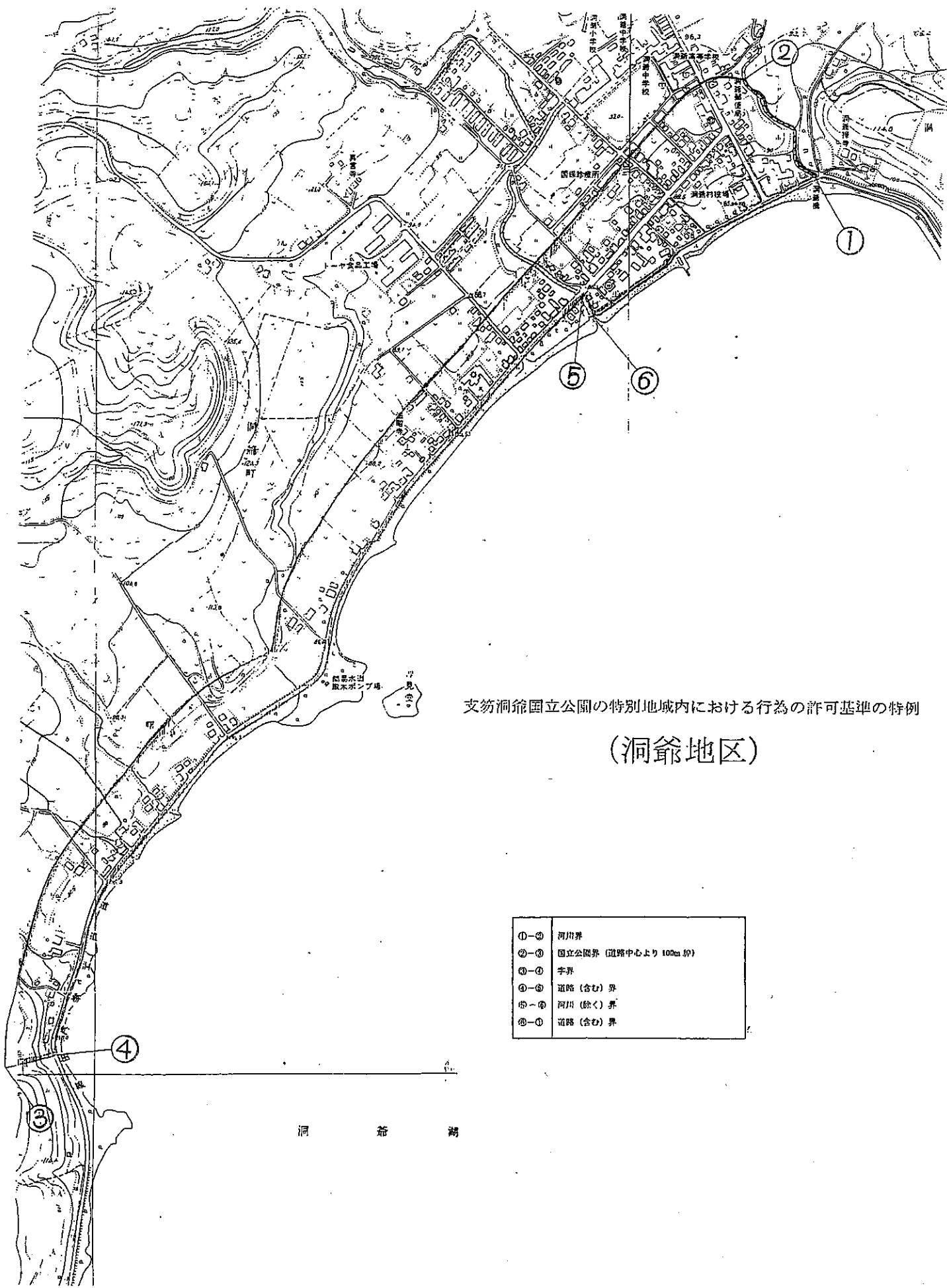


洞爺湖温泉西部地区

支笏洞爺国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例
(洞爺湖温泉西部・壮瞥温泉地区)

①-②	丁線界
②-③	道路(含む)界
③-④	都市計画区域(用途地域) 線界
④-⑤	都市計画区域線
⑤-⑥	都市計画区域(用途地域) 線界行政界
⑥-⑦	地番界
⑦-⑧	道路(除く)界





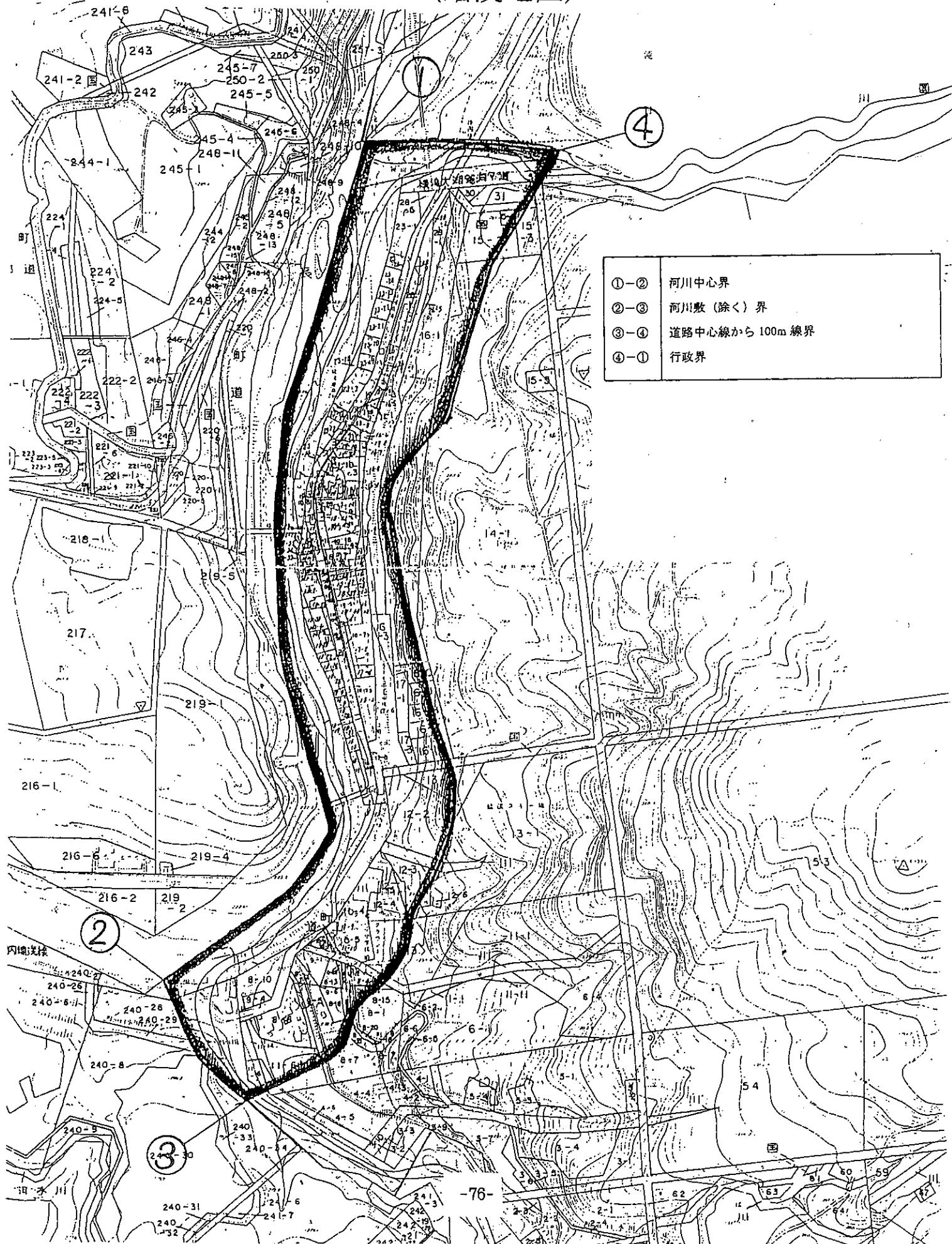
支笏洞爺国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

(洞爺地区)

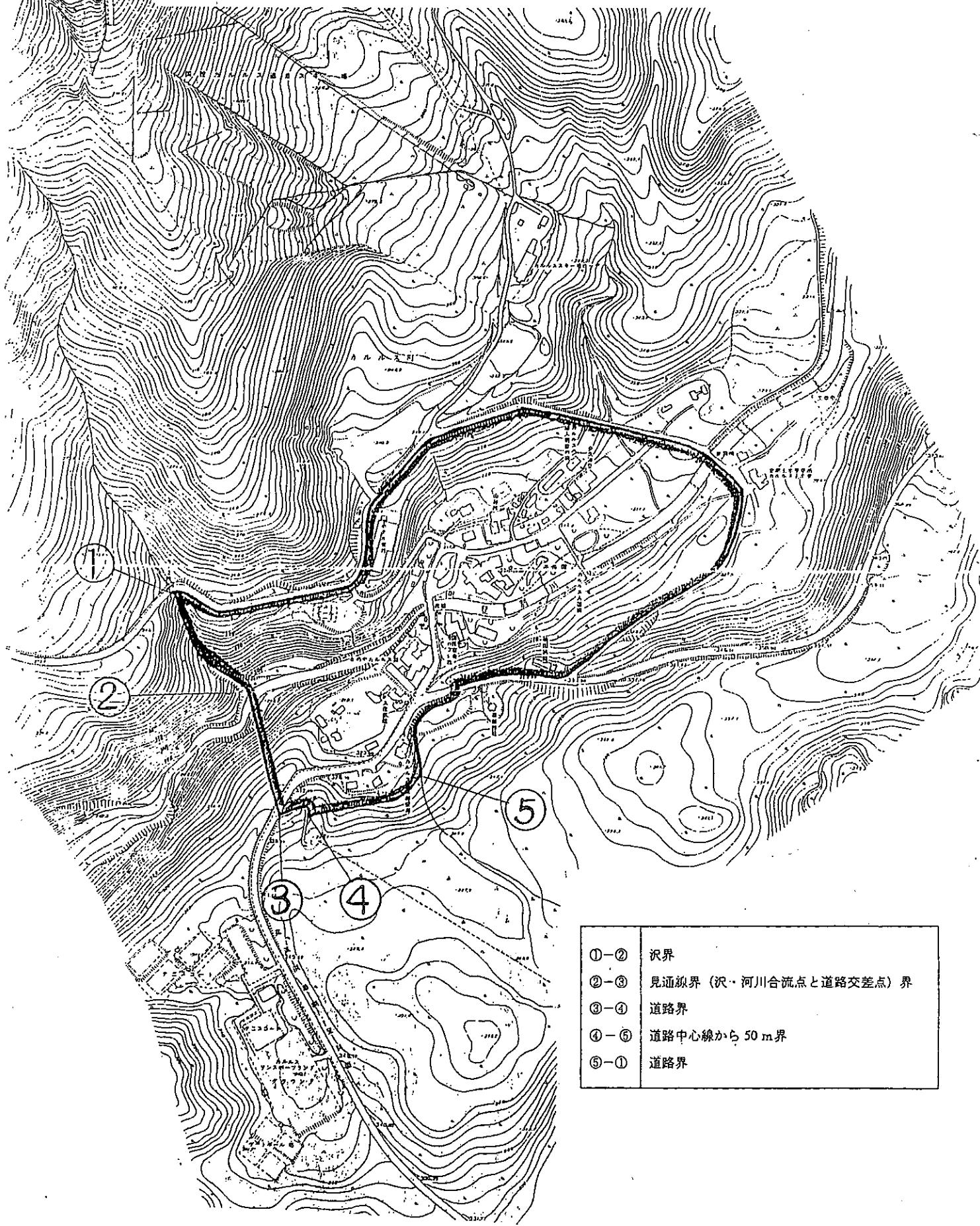
①-②	河川界
②-③	国立公園界 (道路中心より 100m 幅)
③-④	字界
④-⑤	道路 (含む) 界
⑤-⑥	河川 (除く) 界
⑥-①	道路 (含む) 界

支笏洞爺国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

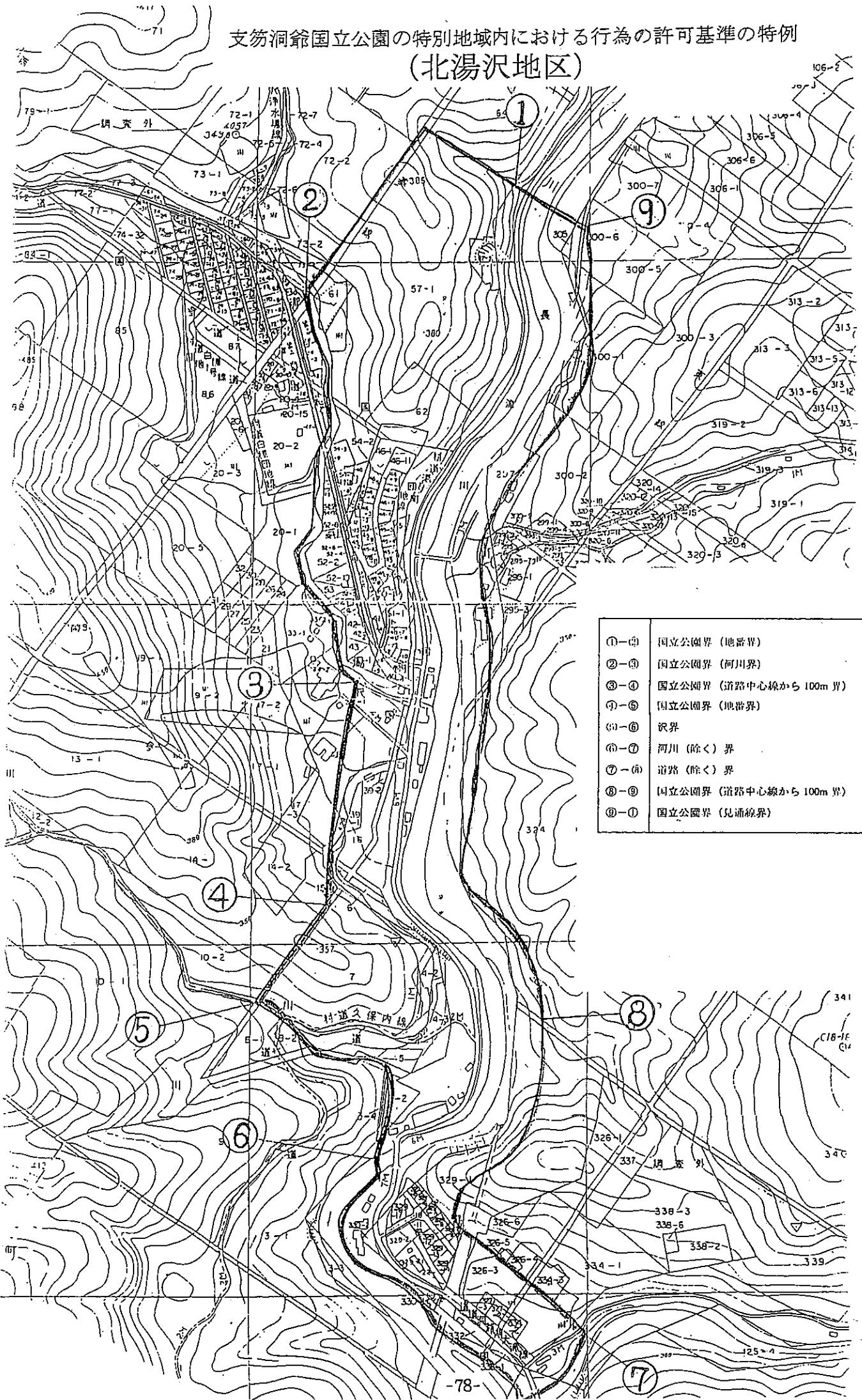
(蟠渓地区)

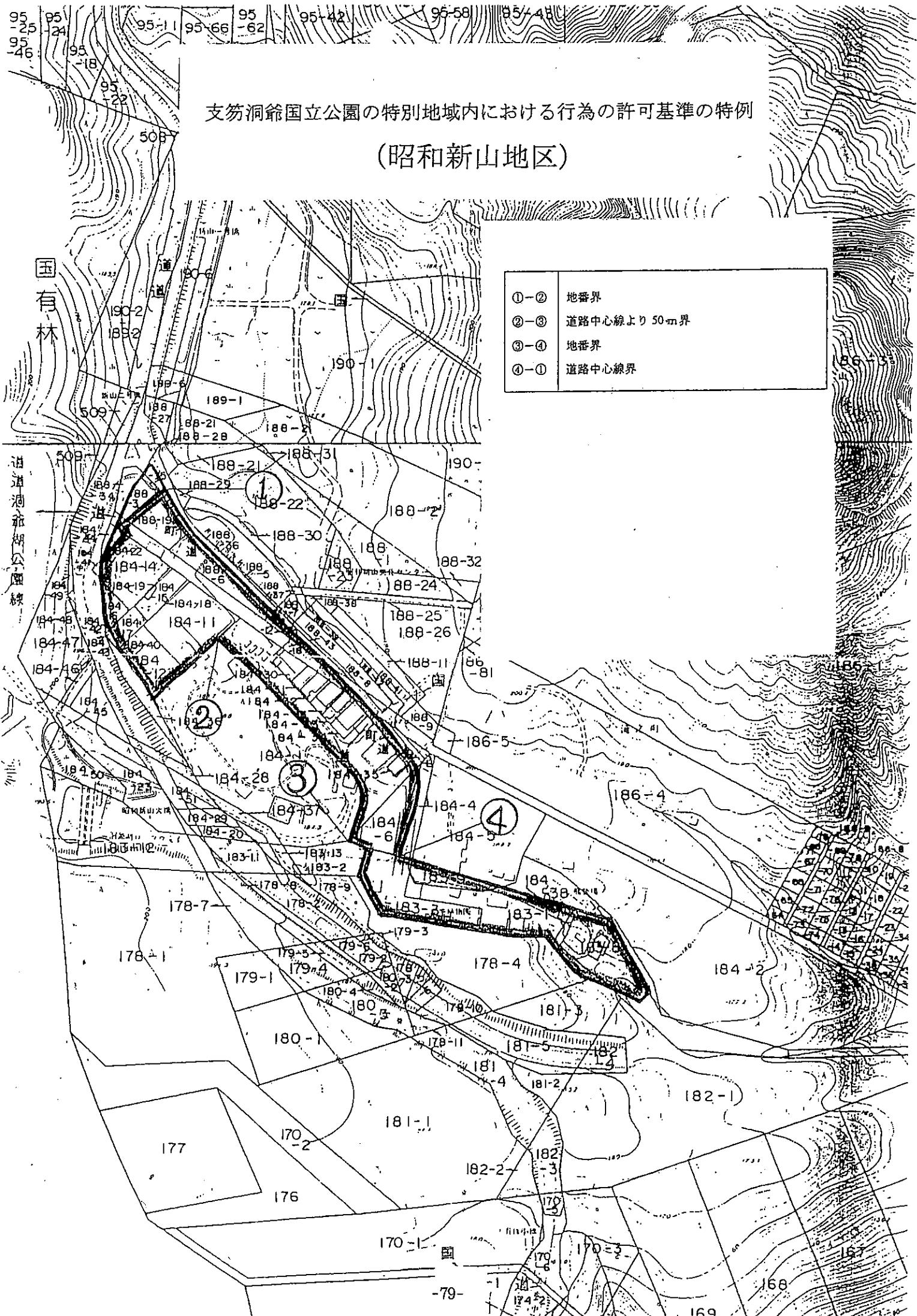


支笏洞爺国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例
(カルルス温泉地区)



支笏洞爺国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例
(北湯沢地区)



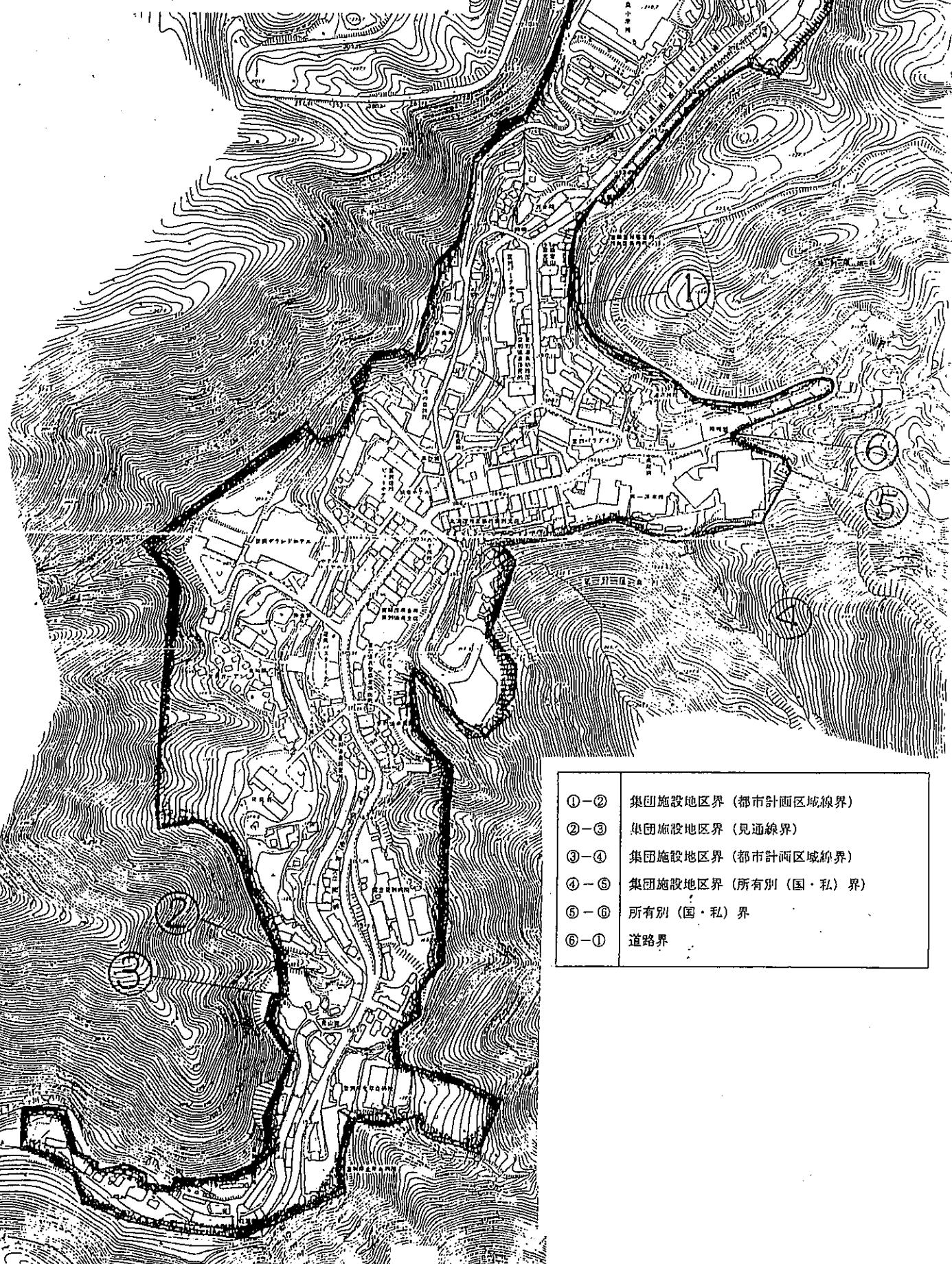


支笏洞爺国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

(昭和新山地区)

支笏洞爺国立公園の

特別地域内における行為の許可基準の特例
(登別温泉地区)



項目	行為の種類	号	基準の内容
第6項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築	本文	特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。
		第1項第2号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げに及ぼすものであること。
		第1項第3号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
		第1項第4号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。
		第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
		第4項第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであることを離れていること。
		第4項第9号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩より2.0m以上、それ以外の道路の路肩から5m以内土壌地盤がもたらすこと。
		第4項第10号	当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から5m以内土壌地盤がもたらすこと。
		第4項第11号	当該建築物の建築面積が2000m ² 以下であること。
		第1号	当該建築物の高さが1.3m（その高さが現に1.3mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。
		第2号	当該建築物に係る敷地が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第2号の表の土壌地盤における地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるところによりてあること。
		地種区分と敷地面積の区分	総建築面積の敷地面積に対する割合
		第2種特別地域内における敷地面積が50-0.1ha未満	10%以下
		第2種特別地域内における敷地面積が50-0.0ha未満	15%以下
		第2種特別地域内における敷地面積が1-0-0.0ha未満	20%以下
		第3種特別地域	60%以下

		第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。
第2項ただし書に規定する行為	既存の建築物の改築、既存の建築物の新築(申請に係る建物は災害に係る既存の復旧のための新築を除く)又は既存の建築物の規制するものに該当する行為が既存の建築物の機能を有するものとして認可されたものに該当する行為(既存の建築物の規制するものに該当する行為を除く)の申請がなされた場合に該当する行為	既存の建築物の改築した建築物が既存の建築物の規制するものに該当する行為を有するものとして認可された場合に該当する行為(既存の建築物の規制するものに該当する行為を除く)の申請がなされた場合に該当する行為
第1項第5項	第1項第5項	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風景又は景観と著しく不調和でないこと。

自然公園法施行規則第11条第35項に基づき基準の特例を設定する区域

支笏洞爺国立公園

定山渓地区

1

3

2

区域線表示凡例

① ~ ②	道路敷（除）界
② ~ ③	道路敷（除）界
① ~ ③	市街化区域線界

1 : 25,000

支笏洞爺国立公園 基準の特例 引用関係表

月浦地区

項	行為の種類	号	基準の内容
第4項	工作物の新築、改築又は増築のうちは、同一棟内に供せられる部（分譲本テルを含む）の用に供せられる部（分譲本テルを含む）の用に供せられること。	本文	本文
第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。	第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。
第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。	第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	第1項第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
第1号	保存縦地（第9項第4号及び第5号に規定する保存縦地をいう。以下この項において同じ。）において行われるものでないこと。	第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
第2号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が現に至るまでの高さが1.3m（その高さが現に至るまでのものである）を超えては、既存の建築物の改築又は増築又は増築にあつては、既存の建築物の高さが1.5m（その高さが既に至るまでのものである）を超えては、既存の建築物の高さ）を超えないこと。	第2号	分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物の新築、改築又は増築にあつては、既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないこと。
第3号	分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物の高さが1.5m（その高さが既に至るまでのものである）を超えては、既存の建築物の高さ）を超えないこと。	第3号	分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物の高さが1.5m（その高さが既に至るまでのものである）を超えては、既存の建築物の高さ）を超えないこと。
第4号	当該建築物に係る区域が既存の建築物の区域に接する場合は、当該建築物の区域を除いた面積が1/2以上であることを条件とする。	第4号	当該建築物に係る区域が既存の建築物の区域に接する場合は、当該建築物の区域を除いた面積が1/2以上であることを条件とする。
第5号	集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物の区域を除いた面積が1/2以上であることを条件とする。	第5号	集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物の区域を除いた面積が1/2以上であることを条件とする。
第6号	当該建築物の区域（同上）に接する区域に接する場合は、当該建築物の区域を除いた面積が1/2以上であることを条件とする。	第6号	当該建築物の区域（同上）に接する区域に接する場合は、当該建築物の区域を除いた面積が1/2以上であることを条件とする。
第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。	第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。
第8号	当該建築物の区域（同上）に接する区域に接する場合は、当該建築物の区域を除いた面積が1/2以上であることを条件とする。	第8号	当該建築物の区域（同上）に接する区域に接する場合は、当該建築物の区域を除いた面積が1/2以上であることを条件とする。
第9号	当該建築物の区域（同上）に接する区域に接する場合は、当該建築物の区域を除いた面積が1/2以上であることを条件とする。	第9号	当該建築物の区域（同上）に接する区域に接する場合は、当該建築物の区域を除いた面積が1/2以上であることを条件とする。
第10号	当該建築物の区域（同上）に接する区域に接する場合は、当該建築物の区域を除いた面積が1/2以上であることを条件とする。	第10号	当該建築物の区域（同上）に接する区域に接する場合は、当該建築物の区域を除いた面積が1/2以上であることを条件とする。
第11号	当該建築物の建築面積が2000m ² 以下であること。	第11号	当該建築物の建築面積が2000m ² 以下であること。
ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。	第2項ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。
	第2項ただし書 既存の建築物の改築、既存の建築物の健替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申	第2項ただし書	第2項ただし書 既存の建築物の改築、既存の建築物の健替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申

に規定する行為

譲に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの、又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず他の公益上必要とする建築物の新築、改築又は増築(以下「新築、改築又は増築」といふ。)又は既存の建築物の規模を擴大を行うもの、又は既存の建築物の規模を超える目的を達成する、かつ申請に係る場所においてはその目的を達成する基準に適合するもの

第1項第5項 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

本文 第1項第2号 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、権生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。

第1項第3号 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものでないこと。

第1項第4号 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。

第1項第5号 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

第4項第7号 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。

第4項第8号 当該建築物の上部部分の水平投影外周線が、当該建築物の路肩から2.0m以上、それ以外の道路の路肩

第4項第9号 当該建築物の上部部分の水平投影外周線が、当該建築物の路肩から2.0m以上、それ以外の道路の路肩

第4項第10号 当該建築物の建築面積が2,000m²以下であること。

第1号 当該建築物の高さが1.3m(その高さが既に1.3mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。

第2号 当該建築物の既存の建築面積が既存の建築面積を超過する場合は、当該建築物の建築面積を既存の建築面積に算入する旨を示す書類を提出する旨を記載した許可申請書を提出すること。

第3号 当該建築物の既存の建築面積が既存の建築面積を超過する場合は、当該建築物の建築面積を既存の建築面積に算入する旨を示す書類を提出する旨を記載した許可申請書を提出すること。

第4号 当該建築物の既存の建築面積が既存の建築面積を超過する場合は、当該建築物の建築面積を既存の建築面積に算入する旨を示す書類を提出する旨を記載した許可申請書を提出すること。

第5号 当該建築物の既存の建築面積が既存の建築面積を超過する場合は、当該建築物の建築面積を既存の建築面積に算入する旨を示す書類を提出する旨を記載した許可申請書を提出すること。

第6号 当該建築物の既存の建築面積が既存の建築面積を超過する場合は、当該建築物の建築面積を既存の建築面積に算入する旨を示す書類を提出する旨を記載した許可申請書を提出すること。

第7号 当該建築物の既存の建築面積が既存の建築面積を超過する場合は、当該建築物の建築面積を既存の建築面積に算入する旨を示す書類を提出する旨を記載した許可申請書を提出すること。

第8号 当該建築物の既存の建築面積が既存の建築面積を超過する場合は、当該建築物の建築面積を既存の建築面積に算入する旨を示す書類を提出する旨を記載した許可申請書を提出すること。

第9号 当該建築物の既存の建築面積が既存の建築面積を超過する場合は、当該建築物の建築面積を既存の建築面積に算入する旨を示す書類を提出する旨を記載した許可申請書を提出すること。

第6項 工作物の新築、改築又は増築のうち
前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築(以下「新築、改築又は増築」といふ。)

分譲地等の造成を目的とした道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築

ただし書	特別地域以外の地域に掛出することが著しく困難であると認められ、かつ、第二種特別地域又は第三種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあっては、この限りでない。
第7項第2号ロ	盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。
第7項第2号ハ	法面が、交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き、緑化されることになつてゐるものであつて、その風致が郊外土産を用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。
ただし書	法面が傾斜である場合その他の緑化が困難であると認められる場合は、この限りでない。
第7項第2号ニ	地形を地形に順応させること又ははつきりした歩道、ずい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。
第7項第2号ホ	擁壁その他附帯工作物の色彩及び形態が周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
第1号	特別保護地区等又は自然草地等において行われるものでないこと。
特別保護地区等	特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、恒生の復元が困難な地域等
自然草地等	自然草地、低木林地、裸草放牧地、高木の生育が困難な地域
第2号	道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に開通する分譲地等（以下「開通分譲地等」という。）の造成が特別保護地区等又は自然草地等において行われるものでないこと。
第3号	開通分譲地等の造成の計画において、一分譲区画の面積（当該分譲区画内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積）がすべて1000平方メートル以上とされていること。
第4号	前号に規定する計画において、勾記が30%を超える土地及び公園事業道路等の路肩から20m以内の土地をすべて保存緑地とすることとされていること。
第5号	第3号に規定する計画において、前号に規定する保存緑地以外に開通分譲地等の全面積の10%以上の面積の土地を保存緑地とすることとされていること。
第6号	第3号に規定する計画において新築を行うものでないこと。
第7号	開通分譲地等が次に掲げる基準に適合する方法で売買されるものであること。
イ 分譲区画とされるべき土地及び保存緑地とされるべき土地の区分を購入者に図面をもつて明示すること。	
ロ 購入後において一分譲区画を保存緑地となる部分を除いた面積が1000平方メートルになるように分割してはならない旨等の規定による許可を受けられる場合には当該分割後の土地における建築物の新築、改築又は増築については法第17条第3項等の規定による旨を分譲区画の購入者に書面をもつて通知すること。	
第8号	第3号に規定する計画において、下水処理施設、ごみ処理施設等環境衛生施設が整備される等分譲地等の造成がその周辺の風致又は景観の維持に支障を及ぼすことがないよう十分配慮されていること。
第9号	開通分譲地等の全面積が20ha以下であること。
ただし書	地方公共団体等が防災のために行うものであつて、第7項第1号ハ及び第2号ロから今までに掲げる基準に適合するものにあっては、この限りでない。
第7項第1号ハ	当該行為により生じた廃土を特別地域、特別保護地区又は海中公園地区内において処理するものでないこと。

		ただし書 特別地域以外の地域に輸出することが著しく困難であると認められ、かつ、第一種特別地域又は第二種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあつては、この限りでない。
	第7項第2号口	盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。
	第7項第2号ハ	法面が、交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き、绿化されることになつてゐるものであつて、その绿化の方針が都土種を用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。
	ただし書 法面が亜岩である場合その他の綠化が困難であると認められる場合は、この限りでない。	
	第7項第2号ニ	線形を鉛直に順次させること又は橋りょう、隧道、斜道、斜い道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。
	第7項第2号ホ	擁壁その他附帯工作物の色彩及び形状が周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
第21項	土地の開墾、土地の形状変更	特別保護地区、第1種特別地域又は第2種特別地域若しくは第3種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等内において行われるものでないこと。
		ただし書 当該行為が学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所においてはその目的を達成するための行為については、この限りでない。
	第2号	集団的に建築物その他の工作物を設置する敷地を造成するために行われるものでないもの。
	ただし書 地方公共団体等が防災のために行うものについては、この限りでない。	
	第2号の2	土地を階段状に造成するものでないこと（農耕・漁業を営むために必要と認められるもの又は地方公共団体等が防災のために行うものは除く。）。
	第3号	ゴルフ場の造成のために行うものでないこと。
	ただし書 既存のゴルフコースの改築のために行うものでない。	
	第4号	廃棄物の埋立てによるものでないこと。
	ただし書 既に土石の探査等によりその形状が変更された土地において廃棄物を埋め立てることと組合せた新規の堆積を形成することと並びこれまで行なわれた修景等の措置により好ましい風致を形成するものでない。	
	第5号	申請に係る場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
	ただし書 農耕・漁業を営むために必要と認められるものについては、この限りでない。	
	第6号	開墾し、又は形状を変更する土地の範囲が必要最小限と認められるものであること。
	第7号	当該行為による土砂の流出のおそれがないものであること。

項目	行為の種類	号	基準の内容
第4項	工作物の新築、改築又は増築のうち 集合別荘(同一棟内に独立して別荘(分譲 ホテルを含む。)の用に供せられる部分が5	第1項第2号 本文	特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、海中公園地区、植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。
		第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の新しい妨げにならないものであること。

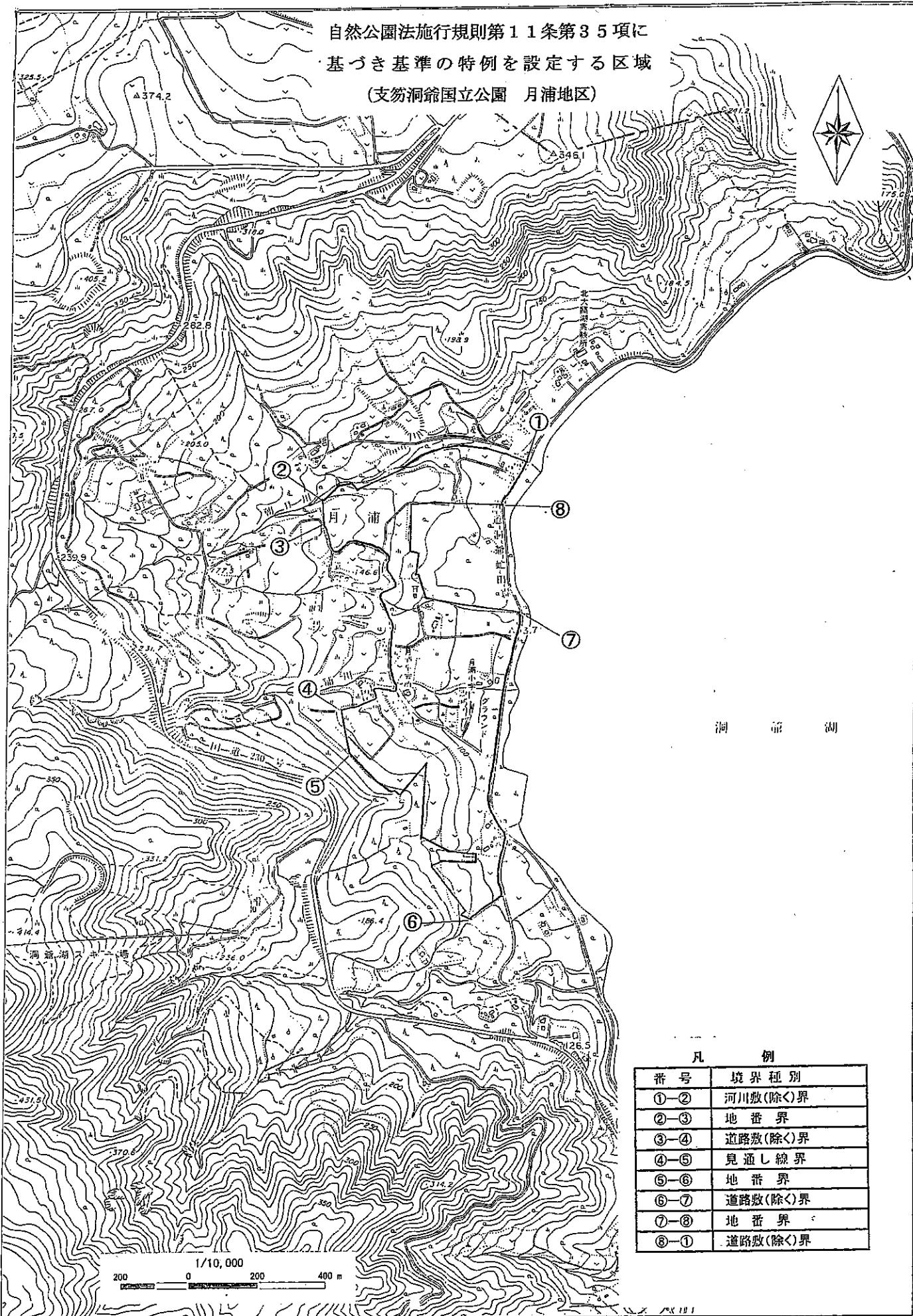
泉北地区

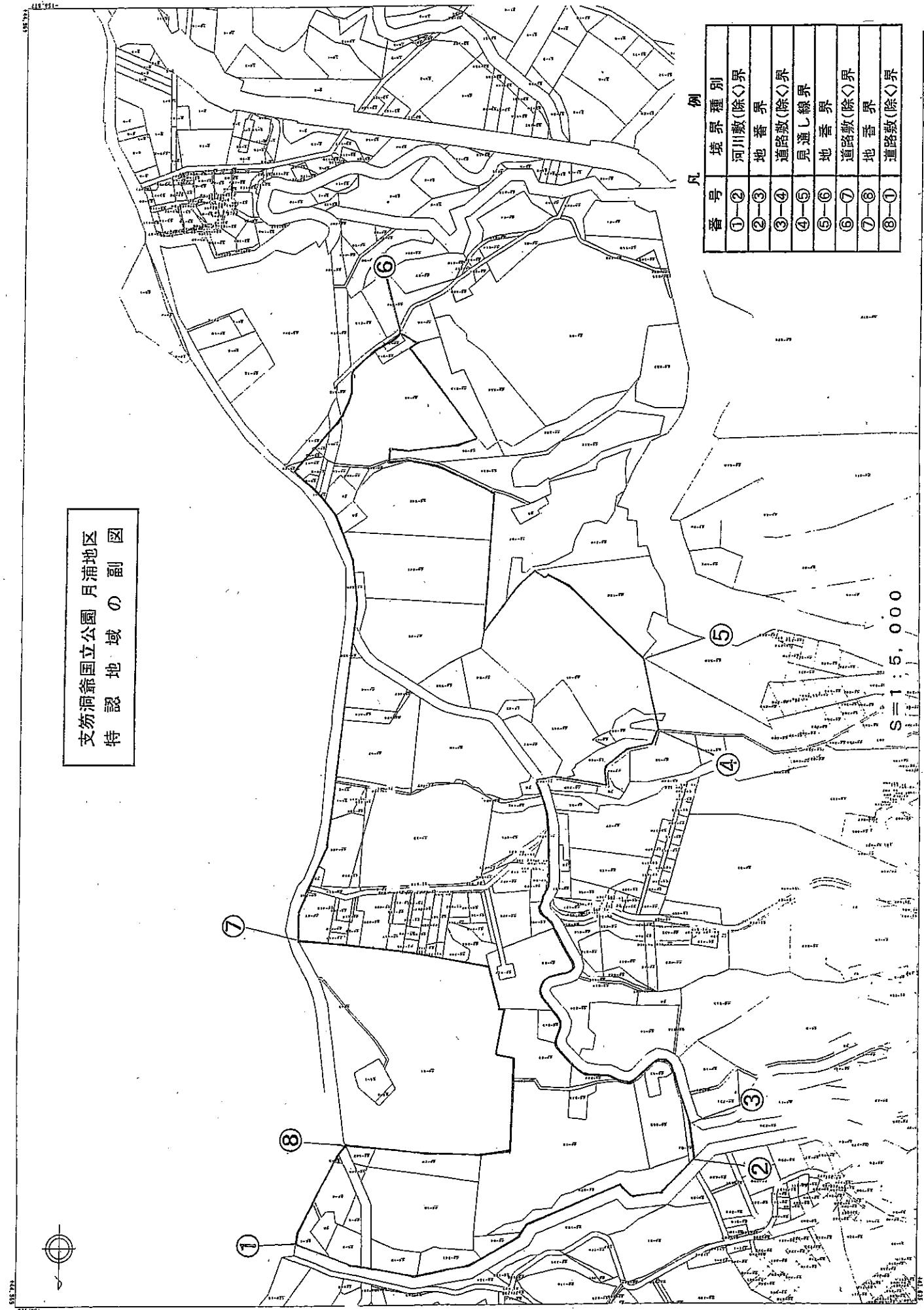
第6項	工作物の新築、改築又は増築のうち 前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、	本文	第1項第2号	特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区、海上保護地帯
第1項第4号	当該建築物が山残跡を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。			
第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。			
第1号 保存地	(第9項第4号及び第5号に規定する保存地をいう。以下この項において同じ。)において行われるものでないことを超えないものであること。			
第2号	分譲地等における建物の高さが現にキヨモ1.3m(その高さが現にキヨモ1.3mを超える既存の建築物の改築又は増築にあっては、既存の建築物の高さ)を超えないこと。			
第8号	分譲地等における場所をわけた集合別荘、複数戸を有する又は供給行為を有する建物のうち、改築又は増築行為を受ける場合は、既存の建築物の高さ(第3項又は改築又は増築の場合は次項の規定の適用を受けるもの)を超えないこと。			
第9号	当該建築物が現に存在する他の建築物(当該建築物を除く)と、同一敷地内にあつて、地盤面積を除いた面積がキヨモ0.5平方メートルを超過するものであること。			
第10号	集合別荘等における新築、改築又は増築にあつて、地盤面積を除いた面積がキヨモ0.5平方メートルを超過するものであること。			
第11号	地盤区分 地盤差異面積(当該建築物に対する合計) 総面積(当該建築物に対する合計) 第1番地別荘 80%未満 平 第2番地別荘 80%未満 平 第3番地別荘 80%未満 平			
第7号	当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。			
第10号	第1号に規定する土地が自然墓地、低干湿地、黑葦叢生地、高木叢生地が当該建築物の利用に資する道路(以下「自然墓地等」という。)に接する場合			
第11号	当該建築物の建築面積が2000m ² 以下であること。			
ただし書	第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。			
第2項	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないものに限る。)又は既存の建築物が有していた機能を維持するための新築(申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えるものに限る。)又は学術研究その他公益上必要であり、かつ申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築又は増築であって、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの		第1項第5項	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築

第1項第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。			
	当該建築物が山頂線を分析する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。			
第1項第4号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。			
第1項第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。			
第4項第7号	当該建築物の水平投影外周縁で囲まれる土地の勾配が30%を超えないものであること。			
第4項第9号	当該建築物の水平投影外周縁が、公園等業者等が、そも歩行者等が通行する土壟上、そも歩行者等が通行する土壟上等に接する部分に当たること。			
第4項第10号	当該建築物の水平投影外周縁が既存界線から最も近接する土壟上等に接する場合に当たること。			
第4項第11号	当該建築物の建築面積が2000m ² 以下であること。			
第1号	当該建築物の高さが13m(その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。			
第2号	当該建築物の高さが13m(その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。			
第3号	当該建築物の高さが13m(その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。			
第4号	当該建築物の高さが13m(その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。			
第5号	当該建築物の高さが13m(その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。			
第6号	当該建築物の高さが13m(その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。			
第7号	当該建築物の高さが13m(その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。			
第8号	当該建築物の高さが13m(その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。			
第9号	当該建築物の高さが13m(その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。			
第10号	当該建築物の高さが13m(その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。			
第11号	当該建築物の高さが13m(その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。			
第12号	当該建築物の高さが13m(その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。			
第13号	当該建築物の高さが13m(その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。			
第14号	当該建築物の高さが13m(その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。			
第15号	当該建築物の高さが13m(その高さが現に13mを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであること。			
ただし書				
第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。				
第2項ただし書	既存の建築物の改築、既存の建築物の競争者しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築(申請に係る建築物の競争者が既存の建築物の規模を超えないものに限る)又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要とする場合の増築の拡大を行いうものに限る)又は学術研究その他の公益上必要であることを認められる建築物の新築、改築又は増築であつて、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの			
第1項第5項	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。			
金比羅火口地区				
項目	行為の種類	基準の内容		
第15項	就物の掘採又は土石の採取のうち 露天掘りによるもの	①第1号 法第17条第3項等の規定による許可を受け、又は法第17条第6項等の規定による届出をして現に露天掘りによる採石又は採土を行つている土地に隣接している土地に接するものを(第2号又は第4号の規定の適用を受けるものを除く。)にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。 イ 特別保護地区等内において行われるものでないこと。		

口	自然的、社会経済的条件にかんがみ、掘採又は採取の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。
ハ	当該掘採又は採取の方針が著しい自然の変更を伴うものでないこと。
ニ	当該掘採又は採取に係る跡地の整理に関する計画において、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
④第2号	河川にたいし、前号イの標準の例によるほか、当該採取が河川の水を汚濁する方が確実であると認められるものにあつては、前号イの標準の例によつて採取の場所が採取前の状態に復することとされ得るものであることを。 前号イ 特別保護地区等内において行われるものでないこと。 当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。
⑤第3号	第3種特別地盤(植生の資源が困難な地盤等を除く。)内において行われるもの(第1号、第2号又は第4号の規定の適用を受けるものを除く。)にあつては、現在の地形を大幅に改変するものでないこと。
⑥第4号	既に鉱業権が設定されている区域内における試物の掘採にあつては、第1号イの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであることを。 第1号イ 特別保護地区等内において行われるものでないこと。 イ 露天掘りでない方法によることが著しく困難と認められるものであること。 ロ 平成12年4月1日以後に新規権が設定された区域内において行われるものにあつては、主要な利用施設等の周辺で行われるものでないこと。
⑦第5号	前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあつては、 特許出願者等が行なつても、前項前項第1号イから今までに掲げる基準のいずれかに適合するものであること。 ●前項第1号イ 既存の泉源、水源等の掘鑿えのために行われるものであること。 ●前項第1号ロ 農林漁業の用に供するために行われるものであること。 ●前項第1号ハ 学術研究その他の公益上必要でありかつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

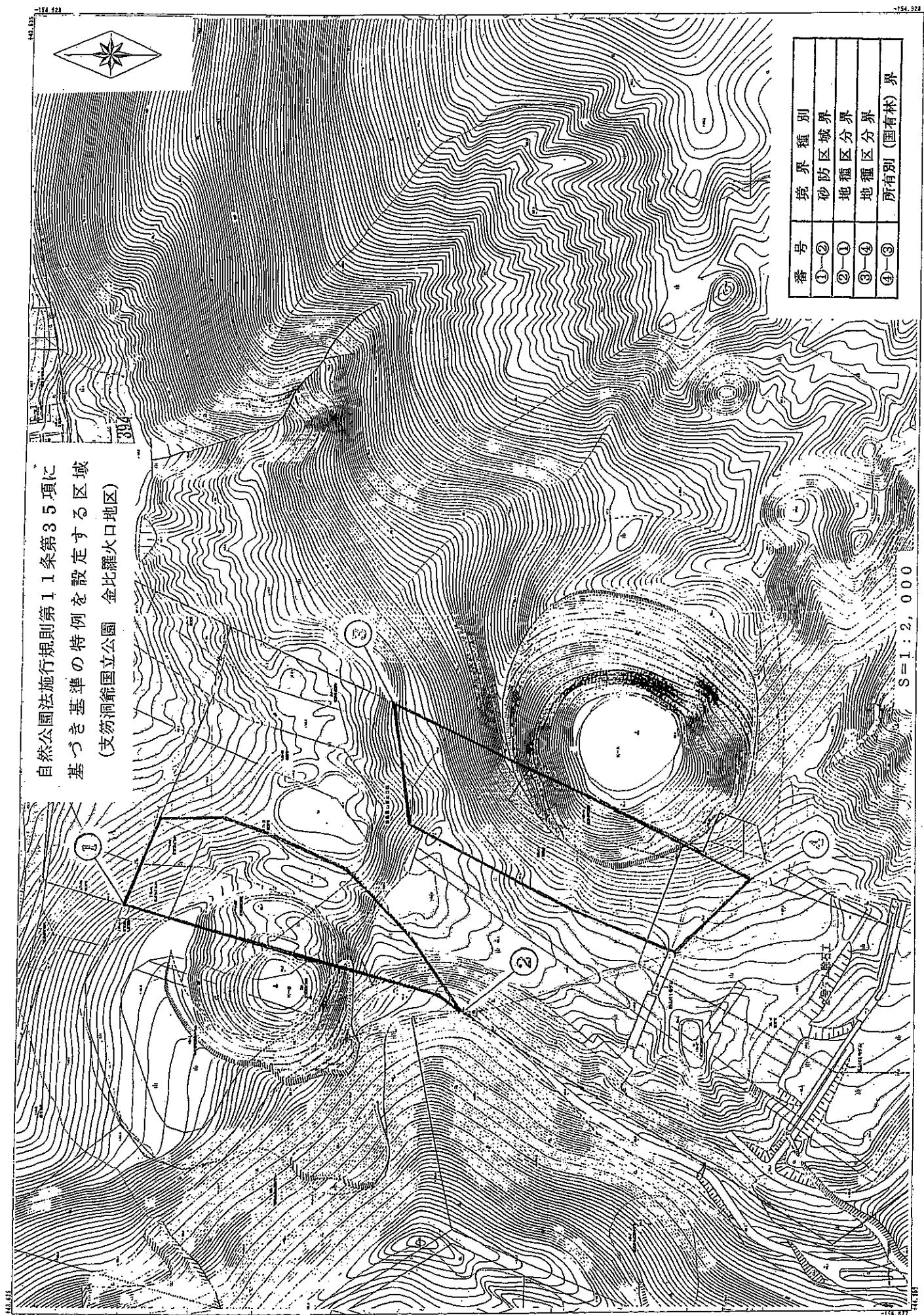




自然公園法施行規則第11条第35項に基づき基準の特例を設定する区域

(支笏洞爺国立公園 泉北地区)





支笏洞爺国立公園 基準の特例 引用関係整理表
施行規則第11条

項	行為の種類	号	基準の内容
第25項	指定区域での車馬の使用等のうち法第14号及び第13条並びに法第14条第3項第3項第1号に掲げる行為に係る行為(法第13条第3項第13号に掲げる行為に限る。)に係る法第13条第4項及び法第14条第4項に掲げる行為	第1号	申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為であつて、いざれかに適合するものであること。 イ 学術研究その他公益上必要と認められるものであること。 ロ 野生植物の生息又は生育上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。
		第2号	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。 <u>ただし書</u> 北海道内水面漁業調整規則により水産動物の採捕が禁止されていないない区域及び期間において行われるものであつて、かつ、千歳市長の承認を得て行うものについては、この限りでない。



(3) 支笏洞爺国立公園におけるスキー場事業の取扱について

■ 「支笏洞爺国立公園月浦スキー場事業執行取扱要領」(平成4年5月19日環自国第264号)

月浦スキー場事業の執行に当たっては、以下の要領で取り扱うこととする。

1. 基本方針

本スキー場は、支笏湖地域における冬期公園利用の拠点として、初級者から上級者までの多様な利用に対応できるスキー場として、充実整備を図るものとする。

今後の整備に当たっては、洞爺湖方面からの眺望及び快適な公園利用環境の確保に十分配慮するものとする。

2. スキー場事業区域

スキー場事業区域は、事業決定(平成3年2月18日環境庁告示第3号)により定められた区域とする。

(区域面積 94ha、別添区域図のとおり)

3. 保存緑地率

保存緑地率が70%に満たないため、現行の保存緑地率を維持する。

4. スキー場事業施設

(1) 滑降コース及びゲレンデ

滑降コース及びゲレンデの新設及び改良に当たっては、十分な施設間隔を保つとともに、災害発生危険箇所等を避けるものとする。

幅員は、50m以下とし、既にこれを超えているものについては、既存の幅員を超えないものとする。

コース、ゲレンデの造成については、極力自然地形を活かし、地形の改変は必要最小限にとどめることとする。

コース以外の箇所については、必要に応じ修景のための植樹を行うものとする。

造成に伴い生じる裸地は、表土を活用し、原則として郷土種を用いて緑化する。

(2) スキーリフト

スキーリフトの新設は、風致上の支障が小さい位置とする。

また、災害発生危険箇所は避けて設置する。

支柱及び関連施設の外部色彩は、周囲の環境と調和した落ち着いた色とする。

(3) 建築物 (リフト付帯の管理施設は除く)

建築物は、事業区域の下部を中心に配置し、上部には設けないこととする。

新設するセンターハウスの建築面積は、一棟当たり 1,000 m²以下とし、休憩ロッジの建築面積は 300 m²以下とする。

屋根の形状は、勾配屋根を原則とし、色彩は、周囲の環境と調和した落ち着いた色とする。

外壁は、できるかぎり自然素材を用いるものとし、これによらない場合は、茶、ベージュ、白、灰色等落ち着いた配色とする。

汚排水処理施設は、水質汚濁防止法の基準を満たすほか、寒冷地に適した処理方法とすること。

(4) 標識類

標識類の規模は必要最小限とし、形状、色彩等デザインの統一を図るものとする。

(5) その他の施設

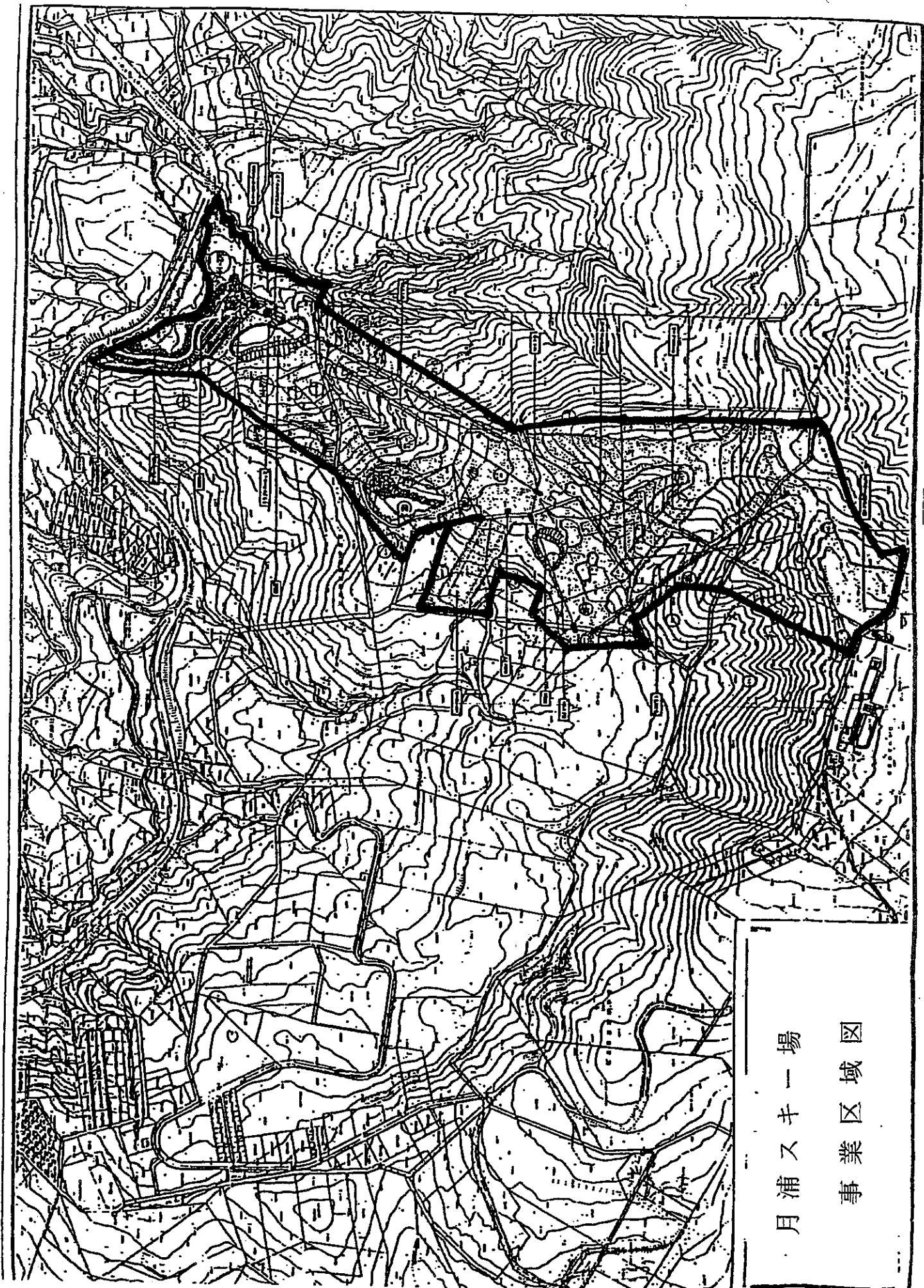
道路、駐車場の改良、拡張、整備に当たっては、支障木の伐採、土地形状の改変は、必要最小限とする。

5. 管理運営

利用者の安全対策に万全を期するとともに、十分なパトロール員の配置及び医療救急施設の充実を図るものとする。

事 業 区 域 図

月 浦 キ 一 場



■ 「支笏洞爺国立公園カルルス温泉スキー場事業執行取扱要領」
(平成4年5月19日環自国第264号)

カルルス温泉スキー場事業の執行に当たっては、以下の要領で取り扱うこととする。

1. 基本方針

本スキー場は、登別、カルルス地域における冬期公園利用の拠点として、初級者から上級者までの多様な利用に対応できるスキー場として、充実整備を図るものとする。

今後の整備に当たっては、周囲の自然との調和及び快適な利用環境の確保に十分配慮するものとする。

2. スキー場事業区域

スキー場事業区域は、事業決定（平成4年1月16日環境庁告示第3号）により定められた区域とする。

（区域面積 50ha、別添区域図のとおり）

3. 保存緑地率

保存緑地率が70%に満たないため、現行の保存緑地率を維持する。

4. スキー場事業施設

(1) 滑降コース及びゲレンデ

滑降コース及びゲレンデの新設、改良に当たっては、十分な施設間隔を保つとともに、災害発生危険箇所等を避けるものとする。

幅員は、50m以下とし、既にこれを超えているものについては既存の幅員を超えないものとする。

コース、ゲレンデの造成については、極力自然地形を活かし、地形の改変は必要最小限にとどめることとする。

コース以外の箇所については、必要に応じ修景のための植栽を行うものとする。

造成に伴い生じる裸地は、表土を活用し、原則として郷土種を用いて緑化する。

(2) スキーリフト

スキーリフトの新設は、風致上の支障が小さい位置とする。

また、災害発生危険箇所等を避けて設置する。

支柱及び関連施設の外部色彩は、周囲の環境と調和した落ち着いた色とする。

(3) 建築物（リフト付帯の管理施設は除く）

建築物は、事業区域の下部を中心に配置し、上部には設けないこととする。

新設するロッジの建築面積は1,000m²以下とする。

屋根の形状は、勾配屋根を原則とし、色彩は、周囲の環境と調和した落ち着いた色とする。

外壁は、できるかぎり自然素材を用いるものとし、これによらない場合は、茶、ベージュ、白、灰色等落ち着いた配色とする。

汚排水処理施設は、水質汚濁防止法の基準を満たすほか、寒冷地に適した処理方法とすること。

(4) 標識類

標識類の規模は必要最小限とし、形状、色彩等デザインの統一を図るものとする。

(5) その他の施設

道路、駐車場の改良、拡張、整備に当たっては、支障木の伐採、土地形状の改変は必要最小限とする。

5. 管理運営

利用者の安全対策に万全を期するとともに、十分なパトロール員の配置及び医療救急施設の充実を図るものとする。

